

○議事日程（令和元年12月19日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 長 澤 龍 夫

○出席議員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 淵 裕 昭
教 育 長	並 河 清 次	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総 務 部 総 務 課 長	中 島 恵 美	総 務 部 税 務 課 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 長 兼 健 康 福 祉 課 長	久 保 寺 利 明	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長	田 中 実
住 民 福 祉 部 長 子 ども 課 長	近 藤 真 由 美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 心 得	間 山 剛
産 業 建 設 部 長 兼 水 道 課 長	田 中 一 也	特 命 事 項 推 進 監 兼 産 業 建 設 部 企 業 誘 致 ・ 商 工 観 光 課 長	川 地 憲 元
産 業 建 設 部 長 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也	産 業 建 設 部 建 設 課 長	高 橋 正 人
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 隆	教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 教 育 総 務 課 長 兼 ス ポー ツ 振 興 課 長	西 川 敏 明
教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	三 和 隆 夫

消 防 次 長 兼
消 防 総 務 課 長 廣 澤 幸 雄

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 藤 田 勝 彦 議 会 事 務 局 書 記 稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前9時30分)

○議長(長澤龍夫君) おはようございます。

令和元年第4回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。なお、傍聴者の皆様もよろしくをお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(長澤龍夫君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、本日の会議の状況を、ケーブルテレビによる録画放映のため、CCNet係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。

ただいまから令和元年第4回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(長澤龍夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、5番 岩永義仁君、7番 大橋三男君を指名いたします。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

なお、7番 大橋三男君より一般質問通告書の取り下げの申し出がありましたので、受理いたしました。

ここで諸般の報告を終わります。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

一般質問は養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、質問の通告によって順次発言を許可いたします。

最初に、12番 松永民夫君。

○12番(松永民夫君) 発言の許可を得ましたので、通告に基づき2点を質問いたします。

まず1点目、町道大巻53号線の今後の対応についてを質問いたします。

大巻53号線は、10年ほど前から池辺地区の共同要望で、行政懇談会の場においても毎年要望されてきた事業の案件であります。町は、国の社会資本整備総合交付金事業によって対応するという説明を受け、平成25年より用地の測量、予備設計、本設計、そして用地買収を進めてまいりました。平成28年度より工事が着工され、平成28年度分の工事

は国道258号線から西へ1,978万4,520円の事業費で施工されました。29年は残念ながら国の交付金事業が不採択ということで1年延期をされましたが、平成30年度には再度採択され、国道から東側が1,636万2,000円で拡幅工事がされました。この工事は、国道に信号がつけられる基準で整備をされております。設計、用地買収、工事費等を含め5,000万以上がこの事業に投入されてまいりました。

町の地元への説明においては、行政懇談会の場においても、着工から5年ほどで工事を完了させるという説明をいただいております。しかしながら、ことしの夏ごろに地元の区長会長より、大巻53号線は次年度より事業を中断するという事を町から言われたということで「松永さん、知ってみえるか」という質問がありました。私も初めてそのときにこの中断の話聞きまして、翌日担当課へ説明を求めまいりました。そうしたら同じように説明を受け、この事業については、大巻地内において農地の再編整備基盤事業が計画されているということで、これとの兼ね合いであるという説明を受けました。

この事業は、地元の区長さん、また各地区で説明会を開きながら用地買収にも心血を注がれてきた事業です。社会資本整備交付金事業とこの農地再編整備事業、私は全く別の事業であるという認識をしておりますので、この中断の理由を質問いたします。

また、この基盤整備事業が中断の要因であるなら、基盤整備事業の進捗状況と今後の計画についても質問をいたします。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの御質問につきまして、実務的な内容が含まれておりますので、建設課よりお答えを申し上げます。

まず1点目の、中断の理由ということでございますが、先ほどもお話ございましたように、町道大巻53号線につきましては平成25年度に事業化しております。予備設計、用地測量、詳細設計を経まして、平成28年度から社会資本整備総合交付金事業として国道258号線の西側より拡幅工事を進めまして、現在までに約220メートルの拡幅工事が完了しております。

また、平成28年度から大巻市内では基盤整備事業を計画されておられますが、当路線の整備と基盤整備事業との整合を図らずに社会資本整備総合交付金事業としてこのまま進捗した場合、道路及び水路との交差部分などにおきまして、道水路の規格や形状が合わずに取り壊しになる可能性がございます。この場合、交付金事業として整備したものを取り壊すことは補助金の返還になる可能性がありまして、町といたしましては、基盤整備事業の設計もできていない状況で整備を進めることは困難であるというふうに考えております。

2点目の、基盤整備事業の今後の年次計画ということでございますが、当地区におきましては、平成28年度に地元の土地改良区が中心となりまして基盤整備に関する勉強会

を開催し、事業実施に向けた地区内の機運が醸成されたことから、昨年5月に大巻地域の農業基盤整備事業推進協議会が設立されました。今年度は、岐阜県におきまして事業計画の素案の作成に取り組んでおりまして、年明けにも農地の利用意向調査を実施する予定をしております。

また、令和2年度及び3年度に調査設計、令和4年度に実施設計を行いまして、実質的な事業実施は令和5年度ごろとなる予定でございます。

私からは以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 基盤整備事業がきちっと設計できていないということで、設計については令和2年、実施が5年という回答を得ましたが、現段階においては、これは県の事業ということで、説明会が終わった段階で、まだそれからアンケートをとるということを聞いておりますが、まだアンケートはとられておりません。

そういう中で、この事業が本当にできるかどうかもわかっておりません。というのは、県の事業ということで、私が聞いておるのは100%の同意が必要であるというようなことも聞いておりますので、これが事実なら、この事業ができない可能性もございまして、その場合、5年この事業がおくれると、実施されるのに5年おくれるというような現実がございまして。

この大巻地域の中で、ほかにも道路拡幅の要望等出ております。これは、53号線以前にも小坪から南へ抜ける通学路の拡幅が要望されております。これも同時に中断というような思いをしております。この地内の中で事業がされるのは5年後というようなことで、全ての事業がとまるような気がいたしておりますが、要望されている大巻53号線、また小坪からの通学路の拡幅については、もう路線も決定しておりますので、この基盤整備事業に先んじて用地取得ぐらいは先行でやっていく考え方はあるのかどうか、それをお尋ねいたします。

そして、2点目については、地元区長さん方が心血を注いで地元で説明をし、地権者に同意を求めた事業でございますので、地元説明をしっかりとさせていただくことをお願いしたい。これについて答弁をお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの再質問につきまして、御回答申し上げます。

まず、先ほども御回答申し上げましたが、町道大巻53号線の整備を先に行った場合でございますが、補助金返還になる可能性があるというところがまず一番でございます。その辺につきましては、一番ベストな調整方法といたしましては、基盤整備事業と道路整備事業が同時期に着工できるよう、地元とこれは協議してまいる必要があるというふ

うに考えております。

また、用地取得につきましては、今現在、基盤整備事業の設計がまだ進んでおりませんので、必要な用地も確定いたしておりませんので、基盤整備事業の進捗状況によりまして進めていきたいというふうにこれは考えております。

また、住民の皆様への説明につきましてでございますが、この両事業とも、手戻りがないように地元関係者と協議を行いながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 再質問は、自席にてこれからよろしく願いいたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 回答いただきましたが、5年おくれるというようなことで、大変困惑をしておるのが現状でございます。しっかりと地元で説明をしていただいて、地元で理解できるような体制で臨んでいただくことをお願いし、1点目の質問を終わります。

2点目の質問に入ります。

老人会活動の現状と今後の対応及び敬老会開催の今後の対応についてを質問いたします。

町内の老人会の入会会員数は4,862名であります。町内最大の団体であって、町の事業はもちろんですが、各地域でいろいろと活動され、なくてはならない団体となっております。しかし、最近では各地域で解散・休会が相次いでおります。町内で126ほどある老人会で、30ほどの老人会が休会・解散をしておるのが現状でございます。

私は地元で60歳になったら自動的に地区の老人会に入会をしております。現状を考えますと、60歳入会というのは非常に困難な時代になってまいりました。現在は、65歳ぐらまでは雇用が延長され、なかなか入会しても名前だけで、会の活動には一切出られないのが現状でございます。

解散・休会の理由は多々あると考えられますが、今後の養老町の老人会への指導の考え方はどのようにしていくのか。また、現在、町が老人会に対して補助金を出しておりますが、この補助金の総額は幾らになっているか。

次に、敬老会の事業についてを質問いたします。

敬老会については、養老町が社会福祉協議会へ事業委託をして開催をされております。現在、養老町は75歳以上が対象となっておりますが、対象人数、そして敬老会への出席者の人数はどのようになっているかをお尋ねいたします。社会福祉協議会への委託事業費の総額及び内訳についてをお尋ねいたします。

今後は、団塊の世代、私の年齢でございますが、75歳になりますと対象人数が大幅に増加が見込まれます。対象人数が増加するとなれば、補助金の対象もふえるというよう

なことが懸念されますが、養老町も以前は70歳から敬老会の対象でございましたが、75歳へ変更され現状に至っておりますが、他の市町村を見てみますと、大垣市が77歳以上、関ヶ原町が79歳以上、神戸町が78歳以上、海津市は敬老会を開催していないというようなことですが、敬老会に対しての養老町の今後の考え方を質問いたします。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、松永議員の2点目の質問につきましては、敬老会の現状あるいは老人クラブの現状等の内容に関する御質問ですので、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目の、各地区で老人会の解散・休会が発生しているが、現状と今後の町の考え方について、これについてお答えいたします。

近年は役員のみならず手不足が理由で年間に1ないし2クラブほどの単位老人クラブが解散されているのが現状でございます。

老人クラブの活動は、軽スポーツや文化活動を通じて体力づくり、仲間づくり、また生きがいづくりに寄与され、健康寿命の延伸に大きく貢献しているものと考えております。

現在、解散クラブの復活や新規クラブの設立の要望があった場合には、私も担当課のほうで助言等を行っており、これからも引き続きこういったことは実施していきたいと考えております。

2点目の、老人会の補助金の関係でございますけれども、こちら30年度決算になりますが、養老町老人クラブ連合会に95万円、単位老人クラブに501万6,750円が支出されております。

また、先ほど申しましたように、解散クラブでありますとか新規クラブの設立に関しましては、町のほうとしても助言を行いますけれども、解散した地区への補助金の支出はございません。

2点目の、入会年齢が60歳以上であるが、入会年齢の見直しはどうかというお尋ねでございますけれども、先ほど議員述べられましたように、企業等の雇用年齢の延長ということで、昨今は60歳以上の方でもそのまま就労を続けられている方が多く、以前に比べて65歳までの方の加入率が低いのが現状でございます。入会年齢につきましては、厚生労働省老健局発の老人クラブ活動等事業実施要項により、60歳以上の方という要件が示されているところですが、実際の運営につきましては、各単位老人クラブの規約等により定められておまして、実際に入会要件を65歳以上にされているクラブもあると聞いております。ただ、町といたしましては、年齢要件を狭める必要はないと考えておりますので、あえて入会年齢を見直すことは考えておりません。

続きまして、敬老会の各地区開催の現状の御質問でございますけれども、本町の敬老会は町が社会福祉協議会へ委託しておりまして、各地区の支部社協により実施されてお

ります。会場は町民会館及び各地区公民館、小学校体育館、こども園等それぞれの地区の実情に合わせて開催していただいております、内容につきましては各地区で若干差異はございますが、式典と余興等で楽しんでいただく形となっております。

対象者につきましては、75歳以上とさせていただいております、今年度は町全体で4,368名、当日の出席者は1,342名ということで、約3割の参加者でございました。

また、長寿祝い金として75歳の方に2,000円、77歳（喜寿）の方に3,000円、88歳（米寿）の方に8,000円、99歳（白寿）の方に3万円、100歳（百寿）の方に10万円を支給しております。

続きまして、敬老会の年々対象者がふえていく状況で、補助金及び対象年齢の見直しはあるかというお尋ねでございますけれども、今年度の敬老会事業につきましては、養老町社会福祉協議会に1,135万円で事業委託をしております。この委託金の主な内訳といたしましては、長寿祝い金が378万円、対象者賄い費が511万円、演芸費が155万円、協力団体謝礼が60万円となっております。

対象につきましては、今年度、先ほど申しましたように4,368人でございますが、議員御指摘のとおり年々増加しており、令和7年（2025年）には団塊の世代の方が75歳に全てなりますし、また平成27年度に策定いたしました養老町人口ビジョンによりますと、令和12年（2030年）ごろには5,600人を超えピークに達すると推計されております。

それに伴いまして、現状のままでは必要な予算も同じように増加していくため、財政的な観点から敬老会及び長寿祝い金については見直しをせざるを得ないと考えております。

近隣市町におきましても、先ほど議員言われましたように、敬老会対象年齢及び開催方法の変更、敬老会そのものの廃止や長寿祝い金対象年齢の引き上げ、金額の見直しを行っており、それらを参考にしながら見直しを行いたいと存じます。

しかしながら、一方では毎年敬老会を楽しみにされてみえる高齢者の方もお見えになりますので、養老町社会福祉協議会とともに協議しながら、無理なく、長く続けていける敬老会の実施方法を検討してまいりたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 再質問をいたします。

老人会が解散する理由は、先ほども役員のなり手がないというような担当課からの説明がございました。これは、私たちの地元でもそのとおりであります。なぜ役員のなり手がないかというと、いろんな補助金の申請等の書類を作成するのが高齢者の方には非常に困難であるというようなことで、パソコンをやられる方しか会長の受け手がないのが現状でございますが、補助金の申請書類のつくり方、これはマニュアルをつくっていただいて、簡単に書き込みだけでできるような、そういう高齢の方でも対応ができる、

そういう書式をとっていただいたら役員のなり手も一部は少なくなるのではないかという思いもしておりますので、この申請書の簡便化、これについてを1点質問します。

2点目の再質問は、解散した地域において、再度有志だけで任意の老人会を結成した場合、この団体については設立を認めて補助金を対象とするような考え方、これについてをお尋ねいたします。

そして、補助金の額が600万弱、町から補助金が出ておりますが、この補助金は町単独で補助金を出しているのか、県・国からも一部補助金に来ておるのか、それをお尋ねいたします。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、ただいまの再質問に対してお答えいたします。

1点目の、補助金等の申請書の簡素化のお尋ねでございますけれども、毎年役員交代等により書類作成に御不明な点につきましては、これまでも健康福祉課の担当者が窓口や電話で記入方法等を説明させていただいております。

また、補助金交付申請あるいは実績報告書等につきましては、様式がございまして、パソコンで作成しなくても手書きで書いていただいても差し支えございませんので、今後も御不明な点はお尋ねいただきたいと思います。

また、現在の地域自治町民会議が設置されています3地区におきましては、老人クラブ活動事業費補助金のうち、高齢者保健体育事業分、各地区で町民運動会と一緒に老人クラブの体育大会を実施しておりますが、そちらの分の事業でございますけれども、こちらについて、地域総合活動交付金として町民会議に交付しており、老人クラブの事務処理負担の軽減にもつながっていると伺っております。

続きまして、2点目の有志で老人クラブの結成は可能かというお尋ねでございますけれども、先ほど言いました厚生労働省老健局発の老人クラブ事業運営要綱で、会員規定についておおむね30人以上、ただし地理的条件その他特別な事情がある場合はこの限りではないと規定されておまして、本町におきましても、会員数30人未満の単位老人クラブが2団体ある状況から、諸活動ができる一定数の方が参加のもとで単位老人クラブを結成していただいて、それぞれの地区の老人クラブに加入していただければ、有志で老人クラブを結成することは可能と考えております。またその対象になりますと、補助金の対象にもなるということでございます。

また、町内3地区で地域自治町民会議が設置されておりますが、町民会議の福祉部門等の活動に参画していただくことで、老人福祉のみならず、三世代交流の活動も活発になるものと考えますし、またその活動に対しましても交付金が支給されると伺っております。

あと3点目の、老人クラブに対する補助金の財源の関係ですけれども、こちらにつき

ましては、今現在、町では単位老人クラブ育成事業補助金及び町老人クラブ連合会補助金を交付しておりますが、いずれも県費補助の対象となりまして、予算の範囲内で前年度実績の3分の2が交付されることとなっております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 敬老会に関してであります。敬老会に対しては長寿祝い金が378万円、合計で1,135万円が社協へ契約されておるということで、最高で5,600人になると、団塊の世代が、5割ぐらいふえるということになりますので、この長寿祝い金等はこれに準じて上げていかざるを得ないのか、養老町としていわゆる経費節減のために何らかの対応を考えていくのか、これは現在1,135万円ですが、5割ふえると自動的に5割ふえるというような関係になりますので、年齢の引き上げ、また補助金の見直しというようなことも考えられますが、その点について再度質問をいたします。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の再々質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

ふえ続けると言っては失礼かもしれませんが、高齢者を敬う町としての立場からすると、なかなか今の現状を、サービスを低下させるようなことは難しいかもしれませんが、しかし、決められた財源の中でございますし、また他市町との兼ね合いもございまして、見直しをせざるを得ないのではないかという思いではおりますけれども、現状では今のままで続けさせていただけるように頑張っていきたいというふうを考えております。以上でございます。

○12番（松永民夫君） 以上で終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、12番 松永民夫君の一般質問を終わります。

次に、9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、2項目について質問させていただきます。

初めに、町有公共施設のトイレ洋式化の状況についてお伺いします。

長期的な視点に立った公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等の総合的な計画として、養老町公共施設等総合管理計画（平成29年度から平成38年度）が作成され、施設の維持管理等が計画的に進められているところで、指定避難所となっている公共施設のトイレについて質問いたします。

各家庭のトイレは洋式化が進んでいると思われませんが、指定避難所の公共施設のトイレの現状を3点お伺いします。

1点目、公共施設のトイレの設置状況について。公共施設の多くは、災害発生時の指定避難所となっています。施設のトイレ設置状況、男女別・和洋式別設置数についてお

伺います。

2点目、公共施設のトイレ洋式化について。洋式トイレの未設置の施設については早急に整備すべきであり、計画的に進める必要があると考えますが、町の方針をお伺いします。

3点目、総合体育館について。特に総合体育館は、スポーツの推進計画、町が目指す「1町民1スポーツのまち・養老」を具現化するための拠点であり、町のイベント等の会場としても町内外の多くの方が利用される施設であります。

また、来年は第33回全国健康福祉祭ぎふ大会ねんりんピック岐阜2020の「清流に輝けひろがれ長寿の輪」をテーマとして、60万人参加予定され、来年10月31日から11月3日まで県内全42町村で63種目が催され、養老町はペタンクの種目であり、中央公園多目的広場が開催会場となっており、全国から多くの皆さんの来場が予想されることから、ぜひとも洋式トイレの設置を要望するものであります。町の考えをお伺いします。

以上3点について、町長及び担当課長の見解をお伺いします。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、ただいまの御質問に関しまして、実務的な内容が含まれますので、私、建設課のほうから1点目、2点目につきましてお答えを申し上げます。

まず1点目の、指定避難所となっております公共施設のトイレについてでございます。

町内の指定避難所となっております公共施設は42施設、養老町の所管で言いますと40施設でございますが、そのうち男性用が182基、うち洋式が82基、女性用が404基、うち洋式が127基、多目的洋式トイレ26基が設置されております。

2点目の、洋式トイレ未設置の公共施設についてでございますが、こぼとこども園、日吉こども園南園舎、養北こども園、日吉公民館の4カ所でございます。そのうち養北こども園につきましては新園舎完成後に廃止の方針でございますので、実質3カ所でございます。

和式トイレから洋式トイレへの改修につきましては、個別施設計画の修繕計画の中で優先順位をつけて検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 3点目の、総合体育館についての御質問ということでございますので、担当課のほうから御回答させていただきます。と存じます。

総合体育館は2階建ての施設ということで、トイレは1階が男性用が2基、女性用3基、多目的洋式トイレが1基、2階は男性用が1基、女性用2基、多目的洋式トイレが1基設置されておまして、未設置施設ではないということでございますけれども、多目的トイレにつきましては、障害者の方のトイレということで設置をしておりますので、

一般の方の御利用は想定しておりませんが、実際には一般の方も利用されているというのが現状でございます。現在、1階の多目的トイレにつきましては漏水により使用不可となっておりますので、修繕のほうを進めておるところでございます。

また、多目的広場に近い中央公園野球場のトイレにつきましても、男性用2基のうち洋式が1基、女性用の3基のうち洋式が2基、多目的洋式トイレが1基設置されているというところでございます。

総合体育館のトイレの洋式化につきましては、他の公共施設と同様に個別施設計画の修繕計画の中で進めていくこととなりますが、来年は議員さんおっしゃられましたとおり、ねんりんピックが開催されることもございますので、優先的に整備できるように検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 詳細に御答弁をいただきましてありがとうございます。

総合体育館のトイレ洋式化につきましては、優先的に整備できるよう検討していくとの御答弁がございました。申し添えますが、女性団体、体育館のスポーツ利用者からもトイレの洋式化改善を望む多くの声があり、トイレの改善は洋式化や障害者、幼児のための多機能化と、現在のニーズに適合させていくことが必要と考えていますので、早急に関心を持っていただくことを要望し、1項目めの町有公共施設のトイレ洋式化の状況についての質問を終わります。

続きまして、公共施設解体と新施設建設の整備についてお伺いします。

公共施設の解体、新建設の整備のあり方について、財源調達との関連で整理・統合も含めて検討されていることは当然のことであると思います。今後、住民合意の上でどうあるべきか、精力的に作業していただくことを期待しております。

社会経済状況の変化に合わせ、公共施設に対するニーズも変化しております。そんな中、私は地域魅力発信拠点機能を有し、あわせて人口減少の歯どめとなる拠点が必要だと考えておりますし、住民安心・安全の拠点はぜひとも必要だと強調しておきます。

養老町の浸水被害想定によりますと、多芸東部地区も相当の浸水高になると予想されております。本年度配付されました養老町洪水ハザードマップ指定避難所の一覧でも、1階建てである多芸公民館は水害時の避難場所として対応できておらず、地区内に浸水想定に耐え得る2階建て以上の施設がないのが現状です。また、旧多芸小学校は、廃校後50年を経過しており、屋根、壁面、窓など全てにおいて腐食が進んでおり、地震があれば耐震上倒壊のおそれもあり、非常に危険な状態です。

しかしながら、実際の使用状況は、町民運動会、夏祭り、親和会関係の協議等、各種行事の用具の保存、各自治会公民館活動の調理室、地区土地改良区の事務所と書類倉庫、旧多芸地区の資料置き場など多目的な使用をしており、多芸東部地区地域活動の拠点で

もあります。多芸東部行政懇談会、また北部区長会合同行政懇談会において、この校舎は解体する予定であると説明がありましたが、地域活動に多大な影響を与えることとなります。これらを総合的に考慮すると、何かしらの対応が必要であり、水害避難場所、地域自治町民会議事務所、会議室、休憩室、各種公民館の活動等の調理室、各種地域活動の準備用具保存室、旧多芸小学校の歴史物資料室などの機能を有した、地域住民のきずなを深めるとともに浸水被害想定にも耐え得る安全・安心な整備施設をお願いしたく、将来的な対応方針をお示しください。

2点についてお伺いします。

1点目、公共施設の整備状況、解体及びその維持管理について、現在どのように考えておられますか。

2点目、多芸東部地区については、人口減少対策と地域振興の拠点を目指すとともに、浸水被害から住民を守る安全・安心の拠点ともなる2階建て以上の公共施設の設置を整備していただきたいと考えております。現在の検討状況をお知らせください。

以上2点について、町長及び担当課長の見解をお伺いします。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） 2点目の御質問につきまして、まず1点目の点につきまして、町の公共施設等総合管理計画と絡みがございますので、建設課より御回答申し上げます。

平成28年度に、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間と定めまして、養老町公共施設等総合管理計画を策定しております。当計画は、国が策定しましたインフラ長寿命化計画を上位計画としまして、将来的な人口減少対策、適正な公共施設の統廃合を含む適正な再配置及び財政負担の軽減・平準化を目的としまして、長期的な公共施設やインフラ施設のマネジメントの方針を定めたものでございます。

現在、これに基づきまして町総合計画、財政計画などと整合性をとり、各施設の個別施設計画を順次策定しているところでございます。

また、あわせまして、特命事項推進チームによりまして、統廃合や長寿命化など公共施設のあり方につきまして協議・検討を重ねているところでございます。今後は、行財政改革推進審議会におきまして、方針が定まった施設から順次施設方針についてお諮りしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 西脇生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 多芸東部地区の2階建ての公共施設の建設ということでございますので、これまでに回答しておりました私、担当課のほうから御回答させていただきます。

多芸東部地区の新たな施設建設に関しましては、本年度の地区行政懇談会、北部の区長会合同行政懇談会、こちらのほうでも回答いたしましたとおり、町内の施設の効率化、

効果的なあり方、財政状況等を踏まえて検討いたしました。困難であると考えております。以上です。

[9 番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 早崎百合子君。

○9 番（早崎百合子君） 御答弁をいただきましたが、再質問します。

新たに建設できない理由を、もう少し詳しくお聞かせください。

○議長（長澤龍夫君） 西脇生涯学習課長、自席にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 議員の、新たに建設できない理由を詳しくということですが、新施設が建設できない理由につきましては、財政面だけでなく、次のような理由によるものがございます。順にお話しさせていただきます。

水害避難所につきましては、当該場所が、ハザードマップなどに示されておりますように、牧田川氾濫時には3メートル未満ではありますが浸水することが想定されており、水害時の避難所として新たに建設することは適切でないと考えております。

地域自治町民会議の事務所ということですが、地域自治町民会議をどのエリアの対象として設定するかということもございますが、現在の多芸東部を対象区域とするのでございましたら、既存の公民館でも賄えるのではないかと考えております。これまでの地域自治町民会議を設立された地区でも公民館を中心に活動しておられますので、ほかの地区も連携して校区単位などで立ち上げるという、別のことでございましたら、すぐには施設建設には至らず、今後の検討も要するのではないかと考えております。

そして、公民館活動に必要な調理室につきましては、町内全ての公民館に、現在も調理室が全てにあるわけではございません。災害時の調理等については、町内全体で公民館の調理室の必要性を今後検討しなければなりません。年間の各団体の公民館活動などで必要な場合には、仮設で対応したほうが安全で安価にできると考えております。

各種地区活動の用具保管につきましては、各種団体で保管していただくことが第一と考えます。必要に応じて施設内に保管倉庫などを置くことは考えられますが、新たな建物を建設するまでのことではないと考えます。

旧多芸小学校の資料室につきましては、教育委員会としましては、現在進めております調査や整理作業と並行して、町全体での文化財保護の総合的な方向性を検討して展示施設のあり方を考えてまいりましたが、現在、アーカイブ事業で集積したデジタルデータを活用するとともに、イベント開催時などで展示会や説明会を実施する取り組みを行っており、当面はこの形態を継続してまいりたいと思いますので、今後、資料室の建設をすることは考えておりません。

多芸東部地区の新たな施設建設に関しましては、町内の施設の統廃合、財政状況も踏まえて、これらの理由により困難と考えております。以上です。

[9 番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 再度質問します。

公共施設、旧多芸小学校の解体後の地域活動に影響があると考えます。どのように課題を集約したらよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（長澤龍夫君） 西脇生涯学習課長、自席にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 多芸東部地区の地域の活動につきましては、地域の皆さんの努力、そういうものによりまして独自に活発な活動をされており、その行事に参加するたびにすばらしい地域だと常々感じております。

旧施設の解体後に新たな施設を建設することは、大変困難であります。また、施設の解体につきましても、他の町内施設との兼ね合いがあり、順次計画的に実施したいと考えております。

養老町内には多数の施設がございますので、これらを有効に継続的に活用することを考えていかなければなりません。既存の公民館施設については、今後も継続して長く利用できるよう、維持管理、修繕等を効率的に計画的に行うため、個別施設計画を策定しているところでもあり、協議・検討を行っております。利用されている町民の方々には、施設利用に際してお気づきの点がございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

今後の地域の活動につきましては、これまでと同様に、既存の施設を利用して活用していただくほか、今後は多芸公民館を主とした活動だけではなく、町内の近接地区と連携したほかの施設を利活用するような事業の展開を考えていただけたらよいのではないかと考えております。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 詳細に御答弁をいただきました。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、9番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

傍聴者の皆さんにおかれましては、4階大会議室を御利用いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 議長に発言の許可いただきましたので、通告に基づき4つの項目で質問いたします。

初めに、養老町のまちづくりにおいてお尋ねいたします。

養老町人口ビジョン・「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略で、住民一人一人が本町のおよさや強みを再確認し、それぞれの立場でまちづくりにかかわることにより、将来にわたって住み続けられる町の創生に向けて取り組むことが示されています。変える、変わる、変化の意味を持つ「チェンジ」という言葉をキーワードに、6つの項目を掲げられました。

人口の自然減に対する取り組み、人口の社会減に対する取り組み、人口減少社会に対する取り組みの3つの視点から、人口減少に係るさまざまな課題の克服に向けて取り組みをされていると思いますが、未婚率の上昇、出生率の低下、若い世代の町外流出は養老町にも多く当てはまることです。結婚時に町外に引っ越しされる方、既に小・中学生がいない地域もあると聞いています。7年後には中学生の数も激減と耳にしました。

人口減少の中で、年少人口の減少が町政に与える影響は非常に大きいと考えます。人口ビジョンにも人口推計が掲載されていますが、1つ目として、最新の年少人口の将来推計を把握しておられるようでしたらお示しください。2つ目として、子供を含めた世帯の定住に対する取り組みが重要であると考えますが、そのような世帯のI J Uターンの実績をお教えてください。3つ目として、本町の強みや特色を生かした具体的な他市町にはない事業や施策について御回答願います。

国では基本方針が示され、新しく第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定中とお聞きします。本町の総合戦略は5年間で、2019年までで見直し、新たな計画をとということですが、4つ目として、本町の総合戦略は今どうなっているのかお尋ねします。

○議長（長澤龍夫君） 松岡総務部長、答弁。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） ただいまの清水議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。具体的な内容となりますので、企画政策課のほうからの答弁というふうにさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

まず、1点目の14歳以下の年少人口の将来推計についてでございますが、2015年の国勢調査ベースでの国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、2015年に3,622人、2025年に2,547人、2035年に1,858人、2040年に1,591人、2045年に1,374人でございます。この後御説明いたします総合戦略とあわせて人口ビジョンの見直しも行き、年少人口も含めた本町の将来人口を推計いたしますので、数値がまとまりましたら、改めてお示しさせていただきたいと思っております。

次に、2点目のI J Uターンの実績についてでございますが、本町では、平成28年度から平成30年度までの3年間、子育て世帯の定住を促進するため、子育て世帯住宅取得支援事業補助金を交付しておりました。この補助実績から、I J Uターン世帯の件数を回答させていただきます。平成28年度は補助実績が18件、I J ターン世帯が5件、Uターン世帯が4件、平成29年度は補助実績が22件、I J ターン世帯が2件、Uターン世帯が4件、平成30年度は補助実績が22件、I J ターン世帯が2件、Uターン世帯が7件で

ございます。

次に、3点目の本町の強みや特色を生かした事業や施策について回答させていただきます。2010年及び2015年の国勢調査におきまして、本町における三世代世帯の割合が、両方の国勢調査ともに県内で3番目に多いという割合となっておりまして、本町は多世代がともに支え合い、助け合うといった特色を有しておるというふうと考えられます。

このようなことから、先ほど申し上げました子育て世帯住宅取得支援事業補助金というのを見直しまして、本年度より三世代ハッピースマイル支援事業補助金を創設いたしました。三世代ハッピースマイル支援事業補助金は、三世代同居・近居住宅取得支援補助金と、あともう一つ、孫育てサポート補助金の2つで構成されております。

1つ目の三世代同居・近居住宅取得支援補助金は、町内に住宅を取得し、三世代同居または直線距離で2キロメートル以内に近居している人に対して、最大30万円を補助するものでございます。

2つ目の孫育てサポート補助金は、お勤め、就労などによりまして、お父さん、お母さん、父、母が保育できない1歳から3歳未満のお孫さんを3カ月以上継続して保育する祖父母の方に、月額5,000円を補助するというものでございます。さらには、若者定住マイホーム取得支援事業補助金といたしまして、I J Uターン世帯の住宅取得に対し、最大30万円を補助することで移住促進にも取り組んでおります。これらの補助事業における11月末時点の本年度の実績につきましては、補助実績が15件、I J ターン世帯が1件、Uターン世帯が3件でございます。

また、養老改元1300年祭事業では、ほかの土地にはない本町の特徴や魅力を掘り起こし、後世にまで大切に守り伝えていきたいものを選び、養老「まちの宝物46選」を作成いたしました。これを題材とした養老かるたを活用し、郷土愛の醸成に資するため、子ども会育成協議会が中心となって、毎年養老かるた大会を開催していただいております。本年度は老人クラブからも参加していただきまして、三世代交流フレンドリーマッチを実施し、幅広い世代が親睦を深める場ともなっております。

最後に、総合戦略についてでございます。

現在の「絆を大切にすまちなち養老」創生総合戦略は2015年度から5カ年の計画でありまして、今年度が目標年次となっております。一方で、養老町の最上位計画である第5次総合計画・後期基本計画の目標年次は2020年度でありまして、総合戦略とは計画期間に1年のずれが生じております。急激な少子・高齢化の進展に対応し、人口減少に歯どめをかけることを目的とした総合戦略は総合計画と密接な関係にありまして、その策定に当たっては、整合性に十分な配慮を必要とするところでございます。

このようなことから、総合戦略を評価・検証する養老町地方創生推進委員会でも議論を重ねまして、計画期間を1年延長することを御承認いただき、（仮称）養老町まちづくりビジョンの策定とあわせまして、次期総合戦略の策定にも取り組んでまいります。

以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） ただいま答弁をいただきました。I J Uターン世帯が思っていたより多いですが、このままでは約20年後には半分になってしまうということですよ。

昨日、高田の町中に入りましたら、家がなくなり、ブルーシートがかけてある土地が春よりふえており、大変驚きました。

総務民生委員会の視察で、10月に福井県若狭町に行かせていただきました。若狭町は人口減少が県内で一番激しいそうで、知恵を絞っておられました。専門の課をつくり、自然の中での子育てのよさ、充実した保育・教育のよさ、町での仕事の紹介、安全なまちづくりなどをアピールした写真入りのパンフレット「わかさ充活ガイドブック」をつくっておられました。また、観光で訪れる方が多い店に、「若狭町に住んでみませんか」の言葉と町への移住の該当ページに飛ぶQRコードの入ったチラシも張っており、興味のある方がすぐに情報をとれるよう工夫してありました。

養老町では答弁いただいた事業のほかに、総合戦略にもあるよう、ふるさと教育、コミュニティ・スクール、地域での子育てサポーターをしてくださる方々の御支援など、さまざまな学校教育の充実に取り組んでおられる。また、町の支援員さんも他の市町より多いと教育関係の方からお聞きしました。

11月に笠郷小学校で行われた養老町学校人権教育研究集会に行かせていただき、よりよい生活、望ましい人間関係を築く教育活動の一つとして、「きらり見つけ」「きらり見つめ」「きらり返し」の実践内容をお聞きしました。養老町では、全ての園、小・中学校で友達のよいところを見つけ、認め、言葉にして伝える活動を実践されている。また、それを家庭や地域にも広げているとお聞きしました。

研究会では、養老町の生徒は、他県に比べて、みずからのあり方を積極的に評価できる感情、みずからの価値や存在意義を肯定できる感情、すなわち自己肯定感が高い生徒がとても多いとお聞きしました。人は、どちらかという相手の欠点が目についてしまいがちです。相手のすばらしさの発見、長所を見つけていくということは、教えていただかなくてはできないものです。これからの長い人生を生きていく子供たちが、肯定的な自己像を持って生活できることは本当にすばらしいことだと感じました。今されている施策の成果ではないかと思われま。

I J Uターン補助金など、支援いただける補助金制度は本当にありがたいものですが、一時的なものです。住み続けられる養老町となるためには、今まで以上に町の強みを生かし、そして打ち出し、それをより多くの町内外の方に知っていただけるよう発信の方法を工夫していただきたいと思います。人口減少問題はすぐ解決できるものではないと思いますが、今現在住んでおられる皆様が住み続けられる養老町、また今後子育てする

なら養老町でとっていただけるような計画やビジョンの策定とその発信をお願いし、次の質問に入ります。

続きまして、観光振興についてお尋ねいたします。

東京オリンピックの開催、パラリンピック、ねんりんピック岐阜大会、大河ドラマでは岐阜県にスポットが当たる「麒麟がくる」など、2020年は観光ビッグイヤーです。当養老町でも、養老公園開園140年という大きな節目を迎えます。お隣の関ヶ原では、国が大きく予算をかけ、岐阜関ヶ原古戦場記念館が2020年7月にオープン予定と伺っております。見てのとおり数年前から岐阜県は関ヶ原に力を入れており、来年が関ヶ原の戦いから420周年の節目の年でもあり、記念館の開館に先駆けて、動画サイト、YouTubeで11月からPR動画が公開されています。新聞にもQRコードつきで掲載されました。

そこで1つ目として、西濃地域の周遊ルートなどを形成し、今まで以上の広域観光を展開してはどうでしょうか。そうすれば、養老町へ、養老公園へも観光に回遊するのではないかと思います。

2つ目に、外国人観光客への対応についてです。この紅葉の時期には、かなりの外国人の方が観光に来られました。昨年4月より、休みの日には地元ボランティアガイドの方々にお世話になり、おもてなしをさせていただいており、敬意を払う次第です。外国人観光客の方々にも、何か既存の施設の活用でおもてなしを検討されてはどうでしょうか。平成27年にリニューアルされた親孝行のふるさと会館において、PR動画を大型スクリーンシアターで放映しています。英語訳などをつけたものを放映してはどうでしょうか。

3つ目に、さらなるリピーターをふやす1つとして、ライトアップの今後の実施をお尋ねします。養老改元1300年祭に実施された滝と滝沿いのライトアップ、ことし春の桜のライトアップが好評だったことから、ことしの紅葉シーズンには開催の有無のお尋ねが数多くありました。今後、開催の予定はありますか。

4つ目に、養老三滝の整備の状況やPR活動は現在どうなっているかお尋ねします。平成27年の養老町観光協会理事会で、養老三滝整備事業の構想をお伺いしました。新生養老まちづくり構想だったと思います。養老の滝以外でも、まぐさの滝、直江の滝があり、地域住民の同好会の方も見えて、どんどんPRして盛り上げていきたいと伺いました。

5つ目に、今後の海外プロモーション事業についてです。これからも、海外の観光客をどのように誘客していくかが課題であると思います。9月議会の答弁でもお答えがありましたが、具体的に行っている現在の海外プロモーション事業や今後の計画についてお尋ねいたします。

○議長（長澤龍夫君） 川地特命事項推進監、答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（川地憲元君） 観光の振興の関

係でございますので、私のほうから4点で回答させていただきます。

議員御提案のとおり、岐阜県も岐阜県成長・雇用戦略2017におきまして、観光産業の基幹産業化プロジェクトといたしまして、広域周遊観光の核づくりに取り組まれております。近隣の関ヶ原町がその核の一つとして取り沙汰されることは、当町にとりましても非常に大きなメリットだというふうにとらえております。

現在、岐阜県の商工労働部観光国際局関ヶ原古戦場整備推進課が企画しまして、観光事業者が運営するV I S I T関ヶ原において、「西濃二大サイダー飲み比べ！親子で体験！関ヶ原歴史体験と養老公園ファミリープラン」が販売されております。それぞれの特徴に合わせまして、歴史体験だとか養老公園をめぐり、養老サイダーと関ヶ原の裏切りサイダーを飲む比べることができる商品となっております。

このように、実際にマーケティングを行う旅行会社など、観光関係の事業者に対しましても積極的に本町を売り込むなど、さまざまな手段を活用しまして周遊観光事業が活性化するように取り組んでおります。

また、大手旅行会社の調査では、旅行者の約35%が地元のおいしいものを食べることを楽しみにしていると上げていることから、焼肉街道など町の基幹産業として発達した食肉産業や養老町の特産ブランドをさらに発信することで、広域観光への糸口としてまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客へ向けた情報の発信につきましては、外国人交流人口の拡大を進める上で大変重要であると認識をしております。親孝行のふるさと会館にあるシアターで放映するDVD画像でございますけれども、翻訳してテロップとして流せるかどうかや、リニューアルしました観光パンフレットの多言語表記ともあわせて検討し、より多くの外国人観光客が本町へ来ていただき、満足していただけるように努めてまいりたいと思っております。

次に、ライトアップ事業でございます。町が事業主体で実施する予定は、今のところ残念ながらございません。養老公園140周年記念事業につきましては現在協議中でございますが、オープニングを飾るまるごと肉まつり養老2020を来年4月18、19の両日開催することが決定しております。岐阜県で実施していただければというふうを考えておりますので、養老公園運営協働会議の中で地元の意見として要望させていただきます。

最後に、今後の海外プロモーション事業についてでございます。具体的な外国人観光客の誘客につきまして、7月に西美濃地区の各首長によります台湾で旅行会社へのトップセールスを行っております。

また、東海地区外国人観光客誘致促進協議会の事業で、ここ数年ではございますが、毎年海外プロモーションを実施しているほか、県商工労働部の観光国際局・海外戦略推進課主催のインバウンド商談会やキャンペーンにも積極的に参加をしております。

海外でのプロモーション活動につきましては、今後も関係機関と協力しながら、引き

続き実施してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） 私のほうから、養老三滝について回答させていただきます。

養老の滝、まぐさの滝、直江の滝から成るいわゆる養老三滝は、まちの宝物46選にも選ばれる養老町の観光資源でございますが、以前は隠れた名所であったため、地元有志の団体である養老三滝めぐり同好会らの協力も得ながら、三滝をめぐるコースの整備を進めてきました。具体的には、直江の滝において、養老キャンプセンターから滝までの道に岐阜県産の木材を用いた階段や手すりの整備をしました。まぐさの滝では、周辺の谷において県の治山事業が行われたことから、滝の近くまでの道が整備されました。しかし、平成29年4月に直江の滝に向かう道で崩落があり、通行するには危険があるため通行どめの処置をしておりますので、事実上三滝をめぐることは不可能な状態となっております。

ですが、関係各所からの要望もございまして、今年度、県の治山事業の予算がつき、落石防止工事が始まると聞いておりますので、工事が終わりましたら、再び養老三滝のほうをPRしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） ただいま答弁をいただきました。

先日、当議場にて第3回養老町子ども議会が行われました。地元高田中学、東部中学の生徒さんたちが、養老町のまちづくりについてさまざまなすばらしい提案をしてくださいました。養老公園でも取り入れられる案があり、企画できることを願っています。

また、大垣養老高校の生徒さんにも、今までも多く観光まちづくりにかかわっていただいています。今後も今まで以上に若い新しいアイデア、力をかり、養老公園を盛り上げていけたらと思います。

もう一つは提案でございます。現在行われている海外プロモーションですが、別の切り口として、台湾との友好都市を結ぶことを提案いたします。

観光課で既にプロモーションが行われている台湾ですが、私も先日行ってまいりました。御存じの方も多いと思いますが、台湾はその歴史から親日国です。ことし「哲人王」の映画も上映されました。台北にある国立台湾博物館にも行かせていただき、展示を見ましたが、台湾の研究・発展の基礎となった多くの部分に日本人が大きくかかわったことがわかります。それがきちんと展示してあり、感動いたしました。

その後、台湾に詳しい知り合いの方から養老という地があることを教えていただきました。調べてみると、新竹県、日本でいう郡に当たるものです。新竹県に養老があり、養老山があります。また、台湾と姉妹都市・友好都市を提携している日本の自治体も多

いことがわかりました。現在88あるようで、最近では、2019年7月に富山県射水市が台北市士林区と友好交流協定の覚書を結びました。2018年には、名古屋市が台中市と観光友好都市覚書を、長野県駒ヶ根市が台中市と観光教育交流覚書を結んでいます。岐阜県では飛騨市と美濃市が既に結んでいるようで、美濃市は同じ地名の美濃区と友好協力協定を結んでいるとわかりました。養老町も町名つながり、観光つながりで、さらなる観光発展につなげてはいけなんでしょうか。

現在、養老町はドイツのバート・ゾーデン市と友好都市であり、私も2016年に文化交流で行かせていただきました。友好都市というだけで親しみを覚えます。帰国後は、友人にバート・ゾーデンのよさを伝えました。ロコミです。そして、もう一度訪れたい地となりました。リピーターです。

養老公園は明治13年10月に開園し、4つある県営公園の中で最も歴史ある公園で、非常に重要な自然豊かな観光資源です。来園された多くの方は、自然が本当に素晴らしいと言われます。今後もますます多くの方に来園していただけるよう、地元も知恵を絞ってまいります。ともに力をあわせて盛り上げていただけることを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、2番 清水由美子君の一般質問を終わります。

次に、5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 議長より指名をいただきました。養老の未来をつくる岩永義仁です。

今回は、2つの項目について質問を行います。

まず1つ目、複数のこども園の廃園についてを行います。ことし10月に開催された入園予定者説明会において、日吉こども園とこばとこども園が廃園予定である旨が告知されました。議会としても説明を受けていない話ですが、どのような理由で廃園とするのか教えてください。

現在、国や県、そして全国のほとんどの自治体で人口問題を抱え、その解決のための一策として子育て支援に力を入れています。当町でも、少子化対策を重点施策の一つとして取り組んでいるのが現状です。こうした背景の中にあって、今回の子育て支援とは真逆とも言えるような子育て世帯の利便性を悪化させるこども園の廃園は理解ができません。典型的なダブルスタンダードと受け取っていますが、見解を求めます。

次に3点目、2つのこども園を廃園にするわけですが、この2園の受け皿をどうするのか。養老町は県内でも屈指の町域面積を持つ自治体なので、町全体での受け入れ数が足りているなどというような説明ではなく、それぞれの生活圏での受け皿について御回答ください。

4点目、今後この2園以外でも廃園の予定があるのかお聞きします。以上の4点について、答弁を求めます。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） ただいまの御質問はこども園に関することですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず第1点目につきまして、今年度、施設の老朽化及び急速に進行する少子化に伴い、多芸西部区長会では将来的にこぼとこども園が廃園予定である。また、日吉地区行政懇談会で、日吉こども園北園舎は閉鎖の予定である旨をお伝えさせていただきました。

このように地元の説明させていただいている中で、どの園に子供を入園させるかは保護者さんにとって大変重要な選択であると考えます。そのため、入園予定の保護者さんには入園後の混乱を招かないようにするため、将来的に廃園や閉鎖になり得ることを事前にお知らせした上で御理解いただき、園を決めていただけるように、入園説明会にて、こぼとこども園の廃園と日吉こども園北園舎の閉鎖予定があることを説明させていただきました。

2点目の、廃園がダブルスタンダードになるのではないかという御質問についてですが、子供たちが健やかに心豊かに育ち、保護者が子育てに喜びを感じることができる町でありたいと考え、在園・未就園にかかわらず、全ての保護者が安心して子育てができるために子育て支援を実施しております。

廃園については一方的に話を進めるのではなく、これまでの池辺幼稚園や上多度こども園の廃園の話を進めてきたときのように、子ども・子育て会議にて協議をいただいた上で進めております。また、在園児の受け皿を確保した上で実施する予定であり、早い時期にお知らせすることにより保護者の方の不安を解消し、子育てに見通しを持っていただけると考えております。

今年度の子育て支援につきましては、新たに中央公民館で地域子育て支援センターの出張ひろばの開設や子ども課前にキッズスペースの設置など、できることから子育て支援を実施しております。現在、令和2年度から始まる第2期子ども・子育て支援事業計画を策定中であり、その計画に基づき、今後も子育て支援の充実を図る所存でございます。

3点目の廃園後の受け皿についてはということでございますが、こども園・保育園は、議員の御指摘のように学区の指定がなく、町全体で受け入れを行っており、町全体として受け皿の確保に努めます。3歳未満児につきましては、3歳未満児を20人未満の定員で受け入れる小規模保育施設の事業開始について、民間の2業者より相談を受けております。事業予定の場所は、高田地内と大坪地内です。この2施設の事業開始が実施すれば、こぼとこども園と日吉こども園の未満児の受け皿となり得ると考えております。現時点では、相談を受けている段階ですので詳細はお知らせできませんが、事業実施に向けて町としても支援していきたいと考えております。

また、3歳以上につきましては、こぼとこども園の廃園後については、養老こども園

での受け入れとようろう保育園で受け入れをしていただけるようお願いしていきたいと考えております。日吉こども園については、小学校の利用や南園舎を改修することなどで3歳以上の受け入れができるように検討しております。

最後の今後廃園となるこども園はあるかということでございますが、今のところ予定はございません。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 廃園の理由は人口減少と施設の老朽化ということですが、老朽化や耐震補強については各こども園で、町内の各こども園ですけれども、順番にやってきていましたし、順次今後やっていくというのが過去の議会や委員会での答弁にあったと記憶しています。この計画については、想定以上の人口減少と少子化で変更をすることになったということでしょうか。まずこれに答弁を求めます。

次に、子育て世代が働きやすい環境をつくることが重要であるという認識は共有できていると信じてますが、ならばこそ、こども園、特に小さなお子さんを預かる未満児保育の縮小は、子育て支援に逆行しているものと言わざるを得ません。先ほどの答弁では、こども園が必要な世帯にもそうでない世帯にも支援をというような話をされましたが、必要な世帯に行くから支援なんです。人口減少や財政が逼迫しているから廃園ということならば、一般質問において、同じ理由で学校の統廃合のための話し合いを始めるよう提案したときに、養老町では当面現状を維持し、統廃合の検討はしないとした答弁と整合性がとれなくなります。ここでもまたダブルスタンダードなんじゃないかと問うているわけなんです。このあたりのことについて答弁を求めます。

3点目の廃園による受け皿については、民間業者による施設の開園が見込めるとのことで、これは当町にとって非常に明るい材料だなと受け取っております。しかし、民間の参入といえ、養北こども園での件が記憶に新しく思い出されます。このときは業者と町の話し合いが途中で頓挫してしまい、開園時期等大きく計画変更する必要が生じました。町にとっては苦い経験となりましたが、これを教訓として2度目の失敗なんてことにならないよう、参入予定の民間業者とは丁寧で綿密な話し合いをしていくよう指摘しておきます。

4点目の、ほかで今後の廃園予定はないとのことですので、1点目と2点目について重なる部分もあろうかと思いますが、再答弁を求めます。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） ただいまの岩永議員の質問にお答えします。

まず初めの質問につきましては、施設の老朽化及び急速に進行する少子化に伴い、廃園を含めた既存施設のスリム化を行うために策定している個別施設計画に基づき、このような判断となりました。また、保護者様に対しては、できる限り負担がかからないよ

うに進めていきたいと考えております。

また、子育て支援についてでございますが、先ほど回答したとおり、廃園については一方的に話を進めるのではありません。施設というハード面だけではなく、今後受け皿となる園に、現在実施している公私立園長会への検討事項や乳幼児教育・保育研究会での研究内容等を御理解していただくというソフト面での支援もしていきたいと考えます。

また、今後も養老町の保育園、こども園、そして新たにできる小規模保育所など、どの施設に通っていても保育・教育の向上を目指し、子供たちが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるようにしていく所存でございます。

2点目の小・中学校の統廃合についてでございますが、私は担当外でございますが、この件につきましては少子化が進んでいる現状でありますので、いずれの時点かでは検討していかなければならないと思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 行政の二面性を強く感じる苦しい答弁に聞こえましたが、利用者には不便は生じさせないという担当課長の強い意志は感じました。大いに期待し、今後注目していきたいと思えます。

また、今回の質問とは直接は関係ありませんが、私が1年前に行った小学校統廃合についての一般質問、このときは検討しないという答弁でしたが、それから一歩前進した話を聞くことができたのは大きな収穫です。また別の機会に取り上げたいと思えます。

今後の町を担う若者や未来ある子供たちへの手厚い支援なくして養老の未来を語ることはできません。ここにいる我々は、養老の未来に対して責任を持つ立場にあります。ワンチーム、一丸となって養老の未来をつくりましょう。

次の質問に移ります。

改良住宅政策の転換と今後の方針についてお聞きします。

この秋以降、当町における改良住宅政策に対して大きな転換を迎えています。改良住宅政策に関しては、人権問題にかかわるデリケートな部分を含みますので、今回の一般質問では趣旨が違ってくるおそれのあるため、詳細についての説明は省かせていただきます。

これまで机上の話のみで、長年動きがなかった改良住宅の住民に対する払い下げを町の方針として決定しました。無論、議会での議決も実施のための予算審査も行われていませんので、ここでいう決定とは、あくまで町執行部の方針ということを申し述べておきます。

これまで、町の審議会である改良住宅特別委員会において、住民に対する法的措置や払い下げに向けた検討を行ってきました。今年度に入り、この会において、町による払い下げの実施についていよいよ実施する旨の報告があり、承認もされています。まさに

これまでの政策からの大転換を迎えることになるわけですが、内容についてはいまだ周知がされ切れていないので、まずはこの話の2本柱である払い下げについてと家賃の値上げについての2点について御説明ください。

次に、本件に関して、住民向けに11月末から12月上旬にかけて説明会が実施されました。私自身も全日程に出席しましたが、町の認識を確認したいと思います。この説明会において、当該住民は初めて町による方針の転換について知ったわけですが、その席上でどのような意見が出たかお知らせください。

3点目、住民説明会后、私のもとに、ここでは氏名を伏せますが、複数の有志の地区区長から要望書が届けられました。内容については、地区住民の代表である区長としてはごく当然の主張であるため、今回の一般質問通告時に、この要望書の要約抜粋も執行部にお渡ししています。町による住民に対する重要な措置に対する内容のため、私からもそれぞれ見解を求めたいと思います。

1. 急な話過ぎる譲渡開始時期を次年度以降からとする。2. 新改定家賃への移行時期を譲渡期間終了後よりとする。3. 固定資産税の負荷開始を譲渡期間終了後まで猶予する。4. 譲渡に係る費用の分割を認める。5. 譲渡期間終了後でも必要に応じて払い下げをできるようにする。6. 居住中の又借り者への敷金等の要件を見直す。7. 改めて住民への説明会と意見交換の場を用意する。以上です。

それでは、この3点について明確な答弁を求めます。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの岩永議員の御質問に関しまして、実務的な内容が含まれますので、私、建設課のほうからお答えを申し上げます。

まず、払い下げ方針と家賃の値上げに関するところでございますが、平成21年度に養老町改良住宅対策委員会を立ち上げまして、地域住民の自立意識の向上や地域の活力を高めることに寄与する目的で、改良住宅の譲渡などにつきましてこれまで協議してきたところでございます。

当町といたしましては、改良住宅の譲渡は推進する方向で進めきております。また、住宅料の改定につきましては、これまで建築当初から30年から40年間値上げしてこなかったことや、譲渡を推進する意味合いも含めてのものでありまして、対策委員会や特別委員会でも御了解をいただいているものであると存じます。

それから、2点目に関してのお答えでございますが、11月下旬から12月上旬にかけて、地域の集会所及び福祉センターの3カ所で6日間にわたりまして改良住宅譲渡・家賃改定説明会を開催いたしまして、改良住宅特別委員会で諮りました内容を170名余りの方約50%弱の方が出席されまして、さまざまな御意見や御質問がありました。今後はこれらを参考にしつつ、対策委員会及び特別委員会で諮り、決定してまいりたいと存じます。

3点目についてでございますが、本件につきましては、住民の要望と重複する部分もあると思いますが、地区区長会で構成する対策委員会で諮ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 今回の話の重要な点は、払い下げの決定と、これまで問題となってきた又貸し・又借りの関係を解消して適正化するということだと考えます。これら町有住宅の又貸しによる不当利得を含めた諸問題の解決には大いに期待ができます。これまで町は法的措置開始以降、又借り者への対応は養老町住宅管理条例第25条に抵触するとして一貫して退去をさせてきました。

私はこれに対して、平成29年6月議会一般質問において、そこに住んでいる住居者の居住権や地域のコミュニティー保全のための救済措置を訴えてきました。その後、区長会から同様の特別措置の要望を受けたことで、今回の住民説明会では、又借り者への救済措置とも言える提案がなされました。住民の生活と地区の状況を考えた柔軟な対応ということで、この点については一定の評価をしています。

しかし、一方で、これまでの町による又借り者への退去というかなり厳しい対応とは、先ほどの質問のダブルスタンダードの話ではないですが、これまた真逆の対応となります。町により、これまでに退去させられた住民への配慮というか措置はどのようにされるのか。通常であれば対応が180度変わったということですので、退去した住民に対し、何らかの連絡や対応をするのが適当と考えますが、見解を求めます。

それともう一点、これは別の視点からの質問になりますが、現在当該の地区では、これまで利用してきた簡易水道から上水道への接続のための工事が行われています。簡易水道は、周辺の地区を含めた地区住民による組合方式で運営されてきました。この組合の総代会において、当時の副町長及び部長から、それぞれ改良住宅の482戸分については町の所有財産であるため、その分の工事費用は町が責任を持って支払う旨の約束が取り交わされています。

しかし、今回の改良住宅の払い下げにおいては、この上水道への工事費用については、本体工事部分以外の多くの部分を払い下げ希望者が負担するという条件が付されています。なお、上水道工事の費用については、5年の分割払いを認めることになっています。上水道特別会計を預かる議会の立場から、この重要な部分についての町側の話の違いについて説明を求めます。

次に、町の方針を問うごく当然な地区からの要望事項に対して、町の今後の見解と回答がなかったように思います。数日後の協議会が用意されているという理由で、議会の一般質問というとても重要な場での質疑に対して、町の方針について答弁がないというのはどういうことでしょうか。再答弁を求めます。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、再質問につきましてお答えを申し上げます。

まず、又借り者への対応につきましてでございますが、平成29年6月に地区の区長会から、一律又借り者退去ではなく、地域のコミュニティーが壊れてしまうというような旨のことで要望がございまして、地区のコミュニティーを壊さないような対応をお願いしたいという内容でございました。これを受けまして、地区対策委員会や特別委員会で協議した結果、又借り者への措置を決定したものでございます。

なお、当各委員会におきましてでございますが、過去に退去された又借り者に関しての御意見につきましては特にございませんでしたので、今のところ何らかの通知をするということは考えてございません。

また、先ほどもう一点、議会の一般質問で詳細についてお話ししないのはどうかというような御発言でございましたんですが、12月23日に地区の対策委員会がございまして。区長の有志の方の御意見ということでございまして、区長全体で諮られた御意見ではないというふうに認識しておりまして、まずは地区区長で構成します対策委員会で諮るのが順序であるというふうに思っております。したがって、詳細な内容につきましてはこの場で発言することは控えさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） 2点目の改良住宅の水道の分担金という御質問でございますけれども、これは水道課にもかかわる御質問と思われまますので、私のほうから回答させていただきたいと思っております。

改良住宅の分担金の取り扱いにつきましては、上水道への加入に係る説明会や議会答弁におきましても、改良住宅の管理者である町が全額支払う旨の回答をしております。この分担金の支払いにつきましては、改良住宅を管理する町が上水道管理者に負担金を全額支払う形となります。この支払い方法につきましては、一般住宅の世帯と同様に5カ年の分割納付となっております。

また、改良住宅の譲渡価格につきましては、対策委員会等の協議を経て、一般の分譲住宅と同様に上水道への加入分担金相当分を賦課するとの決定に基づき、譲渡価格を算定したものでございます。したがって、上水道加入に係る改良住宅の取扱いは以前の説明と変更されたところはありません。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 何十年という膨大な月日の中で、遅々として進展がなかったことが動き始めています。長く放置されていた分だけ、当然さまざまな問題が出てきます。こういったときに行政に求められるのは、根気強く住民と対話することです。一応住民

説明会は行われましたが、その場においてもさまざまに解決しなければならない問題点が露見しました。個別の対応はもちろんですが、公共性を考えれば、2回、3回とさらなる住民説明会が必要です。養老町は人権宣言をしている町です。住民が生きるための基本的な人権である住む権利、こういったものに最大限の配慮が必要であることを強く申し述べます。

また、今回提案された譲渡変更後に値上げされた家賃で最も高いものは、月に3万円となっています。同じ町営住宅で例を挙げると、押越の町営住宅で一番安い家賃が1万円台半ばです。もともとの改良住宅が、現状の町営住宅より1万円以上も高い家賃設定になるケースがあるのです。さらに申し上げますと、原状回復もせず、そのままの状態ですら賃貸するにもかかわらず、敷金3カ月分という法的に大丈夫なのかという不可解な条件があったりもします。これ以外にも要望にあったように、固定資産税や賃貸途中での払い下げへの変更等、たくさん審議することが残っています。

今後の改良住宅特別委員会において、こういったあたりについても再度審議されることになるだろうと考えます。執行部においては、現状はこのようにまだまだ詰め甘い段階で動き出してしまっているんだということを認識していただき、再度しっかりと練り直した案を審議会で提案していただきたい。住民の安定した生活を最大限守るのが我々の使命です。

以上のことを申し述べ、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 失礼します。議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

10月に行われた区長連絡協議会との意見交換の中で、新人議員の抱負についての質問にお答えする中で、私は行政の全般について積極的に批判したいと述べましたので、少し辛口な部分もあるかもしれませんが、積極的に批判及び議論をしたいと思っております。

通告させていただきました質問事項でございます。養老町地域防災計画と水防計画について、1つ目、避難に関するハザードマップについて、それから2つ目、避難に関する資料、指定避難所・指定緊急避難所、3番目、提案できる避難所ということについて質問させていただきたいと思っております。以上、養老町防災計画と水防計画にかかわる3点について御質問いたします。

まず初めに、令和元年台風19号等による被害に遭われた皆様の御無事と一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

この台風は、10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けたもので、近年にない広域にわたる被害を

もたらしました。風の被害もありましたが、水害は顕著なもので、国土交通省災害情報の令和元年11月13日18時の時点の被害状況は、堤防決壊箇所、国交省管理6水系7河川12カ所、都道府県管理20水系67河川128カ所、合計20水系の71河川140カ所と発表されております。

こちらのほうに国交省の発令された資料を提示させていただいております。具体的には、宮城県の吉田川、福島県の阿武隈川、長野県の千曲川、茨城県の久慈川、埼玉県の越辺川、都幾川、茨城県の那珂川の7河川です。県別では、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県の7県にわたる67河川で、140カ所の堤防決壊となっています。

この台風19号は、最低気圧が915ヘクトパスカル、上陸時は955ヘクトパスカル、最大風速55メートルの規模です。60年前にこの台風より強力な台風が伊勢湾台風で、1959年昭和34年9月26日に潮岬に上陸し、紀伊半島から東海地方を中心に甚大な被害を及ぼしたもので、養老町では牧田川が決壊して大洪水となったものです。最低気圧は895ヘクトパスカル、上陸時は929ヘクトパスカル、最大風速75メートルでした。この被害の教訓を生かして、養老町では揖斐川、牧田川、杭瀬川の堤防が徐々に整備されて現在の養老町の発展があります。

さらに今回特筆すべきことは、近年続発している水害に対する備え、洪水ハザードマップの公表によるもので、こちらのほうに用意してもらいましたけれども、また順次説明させていただきます。100年に1度の割合から1,000年に1度の洪水を予測し、作成したものです。岐阜県内で義務づけ、35自治体全てが公表されておりますが、この新基準に対応しているのは海津市、養老町、輪之内町、安八町、大野町の5団体のみです。これは水防法の2015年の改正によるもので、想定された最大の雨量をあわせた数十年から100年に1度レベルから1,000年に1度レベルによるハザードマップです。具体的には、揖斐川の浸水深、牧田川の浸水深、杭瀬川の浸水深、3枚のマップです。いずれも想定し得る最大規模の雨量は2日間総雨量667ミリになっています。

一番左のほうが木曾川の浸水深のものです。その次に杭瀬川のもので、こちらが牧田川のもので、ここで、先ほど言いました2日間の総雨量が667ミリ、これは重要な資料でございます。これは途中のところに全部書いてございます。この667ミリはどういうことかといいますと、順次また説明させていただきます。

改正前の十数年から100年に1度レベルの想定した雨の大きさでは、揖斐川、牧田川、杭瀬川は2日間の総雨量は395ミリでした。津屋川、岐阜県は50年に1回の確率で、2日間の総雨量は545ミリです。相川、泥川、岐阜県は50年に1回の確率で、2日間総雨量は259ミリであったものです。

この新基準のマップの右上には、浸水深の目安と指定避難所一覧表が記載されております。さらに、その横には黄色の目安で建物の表示がしてありまして、浸水深の形のも

のが表示されております。

具体的に見ますと、黄色で着色されている0.5メートルの水深では、大人が膝までつかう程度で着色されております。ごく薄のピンクの色では0.5メートルから3メートルの水深で、大人の腰までつかう程度、約1メートル、1階の軒先までつかう程度、2メートル、3メートルの範囲で表示されております。さらに、ピンク色では3メートルから5メートルの水深で、2階の軒下までつかう浸水程度で着色されております。最後に、濃厚のピンクでは5メートル以上の水深で、2階の屋根以上が浸水する程度の範囲で着色されております。

そこで、これを見てもみますと、揖斐川では赤いようなところがほとんどです。それから、牧田川ではごく一部浸水深が色が塗られています。杭瀬でもそのように塗られています。それで、この3枚、3河川ごとの氾濫を想定したものです。それぞれの河川ごとに氾濫したときの浸水をあらわしております。それで、3枚の洪水ハザードマップの作成趣旨についてお尋ねします。

それから、指定避難所一覧表では高田地区から室原地区まで避難所として33カ所、それぞれに書かれております。避難所を中心に、この改正前と改正後のハザードマップを見比べてみますと、着色の範囲が広いため、避難所として安全な施設かどうかの判断がつかえません。そこで、指定避難所33カ所の浸水深をお尋ねします。さらに、災害活動の中心となる養老町役場、消防署の浸水深をお尋ねします。

養老町地域防災計画と水防計画の避難に関する資料で、洪水における避難人員は、1. 指定箇所42カ所で1万5,760人、2. 指定避難箇所4,560人の合計2万320人ですが、指定緊急避難所は屋外であるため、実質は1万5,760人です。氾濫想定河川が3つの川があるため、指定避難所・指定緊急避難所はどこの河川が氾濫した場合での避難所をお尋ねします。

さきにも説明させていただきましたが、令和元年台風19号の被害で堤防決壊箇所は20水系71河川140カ所の7県に広がるものでございます。国土交通省、令和元年11月14日の5時30分の発表によりますと、主な24時間降水量は、アメダスの観測値も含めまして埼玉県秩父浦山で647.5ミリ、それから宮城県伊具郡丸森町筆甫588ミリ、それから埼玉県比企郡ときがわ町ときがわ587ミリ、レーダー解析によるものにつきましては、埼玉県秩父市約700ミリ、それから宮城県丸森町約700ミリ、新潟県南魚沼市約700ミリ、長野県伊那郡約700ミリ、こうしてみますと、養老町の揖斐川、牧田川、杭瀬川のそれぞれの先ほど言いました2日間総雨量は667ミリの予定になっております。台風19号で24時間雨量の堤防決壊箇所の降水量、この全体のところで決壊したところを見ますと、2日間で24時間との差はありますが、非常に氾濫の可能性が高いということです。2日間で667ミリで、台風19号では1日で24時間で約700ミリ降っておって、これだけ広い地域が氾濫しているという状態でございます。

このことから、台風19号の上陸コースが東海地方寄りだとしたら、まさに堤防の決壊は非常に高く、洪水被害から免れることは非常に困難だと思われます。それに備えてお尋ねします。指定避難所・指定緊急避難場所の周知徹底をすることは非常に重要だと認識しますが、周知の予定はあるのでしょうか。それに加えて、避難所が浸水したと想定した場合のバックアップは既に検討されているのでしょうか、お尋ねします。堤防決壊となると、避難所の開設は待ったなしの対応になると思います。急な避難所運営には多くの災害対応人材が必要となります。

洪水の場合の避難所について、御質問します。それでは、質問事項としてお話しさせていただきます。

1つ、3枚の洪水ハザードマップの作成趣旨についてお尋ねします。2番目、指定避難所33カ所の浸水深をお尋ねします。3番目、災害活動の中心となる養老町役場、消防署の浸水深をお尋ねします。4番目、指定避難所・指定緊急避難所の周知徹底の予定はあるのでしょうか。避難所が浸水したと想定した場合のバックアップは既に検討されているのでしょうか。5番目、避難所の箇所は、避難者人員に対して満足しているのでしょうか。6番目、避難所の開設・運営については、開設・運営・人材は誰が行うのでしょうか。7番目、氾濫想定河川が3つの川があるため、指定避難所・指定緊急避難所はこの河川が氾濫した場合の避難所か、7点についてお尋ねします。

○議長（長澤龍夫君） 質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

回答は再開後といたしますので、よろしく願いいたします。

再開は13時といたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き再開いたします。

執行部の回答を求めます。

高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、小寺議員の御質問に関しまして、1点目から3点目につきまして、洪水ハザードマップのことについてでございますので、建設課から御回答申し上げます。

まず、1点目の洪水ハザードマップの作成趣旨についてでございます。

当町では、本年3月に各戸配付いたしました3枚の洪水ハザードマップは、国土交通省管理の揖斐川、牧田川、杭瀬川の河川ごとで作成しております。平成27年の水防法改正によりまして、洪水に係る降水想定区域について、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域から想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充し、町民の避難に役立つように浸水区域、浸水深、浸水継続時間、避難場所及び避難階段数などを示した内容となっております。ハザードマップには、いざというときに備えて各家庭から

避難所までの経路や家庭の連絡先などを書き込んで、見やすい場所に保管していただくようお願いをしております。

続きまして、2点目の指定避難場所33カ所の浸水深についてでございます。

まず、揖斐川においてですが、養老地区、上多度地区、小畑地区、多芸地区、日吉地区及び室原地区の22カ所の指定避難所では、いずれも浸水想定はありません。高田地区内の10避難所では、国際学習会館の0.5メートル未満である以外は浸水想定はありません。広幡公民館など広幡地区の3カ所では、いずれも3メートル以上5メートル未満です。池辺地区の池辺公民館と池辺小学校では5メートル以上10メートル未満です。就業改善センターなど笠郷地区の5カ所では、5メートル以上10メートル未満です。

次に、牧田川では、高田地区の町民プールで3メートル以上5メートル未満、老人福祉センターなど5カ所で0.5メートル以上3メートル未満、高田中学校で0.5メートル未満、産業文化会館、高田中学校柔剣道場、大垣養老高校養老校舎では浸水想定はありません。養老地区の総合体育館では0.5メートル以上3メートル未満です。養老小学校など5カ所では浸水想定はありません。広幡地区、上多度地区5カ所では浸水想定はありません。池辺地区、笠郷地区の7避難所では、0.5メートル以上3メートル未満です。小畑地区の養北小学校など4カ所は3メートル以上5メートル未満、大垣養老高校大垣校舎では0.5メートル以上3メートル未満です。多芸地区では、福祉センター、多芸公民館で0.5メートル以上3メートル未満、こぼとこども園で0.5メートル未満です。日吉地区の日吉こども園南園舎は0.5メートル未満、日吉小学校、日吉公民館では浸水想定はありません。室原地区の2カ所では0.5メートル以上3メートル未満です。

次に、杭瀬川では、小畑地区の養北小学校、養北こども園の東園舎と西園舎、小畑公民館の4カ所で0.5メートル以上3メートル未満、大垣養老高校大垣校舎では浸水想定はありません。高田地区、養老地区、広幡地区、上多度地区、池辺地区、笠郷地区、多芸地区、日吉地区、室原地区での浸水想定はありません。

続きまして、3点目の養老町役場消防署の浸水深についてでございます。

ハザードマップにおけます養老町役場、消防署の浸水深は、両方とも0.5メートル以上3メートル未満でございます。

私からは以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 4点目以降につきましては、避難所に関することですので、総務課のほうより回答をさせていただきます。

4点目の、指定避難場所・指定緊急場所の周知徹底予定はあるのかということ、あと避難所が浸水したと想定した場合のバックアップは既に検討されているのかということですが、指定避難場所・指定緊急避難場所につきましては、ハザードマップに記載されているほか、町のホームページ等で周知をしております。

また、有事の際は、避難勧告等の発令や避難所開設状況などにつきまして、防災行政無線、安心・安全メール、ホームページやケーブルテレビ等、さまざまな伝達手段を活用して情報伝達を実施しております。引き続き防災情報の周知徹底を図るとともに、今後は防災行政無線のデジタル化に伴い導入する防災アプリなど、新たな情報伝達手段も活用してまいります。

また、各家庭、地域によって実情が異なるため、一たび災害が発生した場合は、どのように行動し、どこへ避難すべきかを日ごろから話し合っただけことが重要であると考えます。現在、地域の実情に応じた避難計画などを策定する防災ワークショップがさまざまな地区で開催されており、今後もこのような活動をさらに広げ、住民の自助、共助の意識を高め、地域の防災力向上を図っていきたく存じます。

避難所が浸水した場合のバックアップ体制につきましては、各避難所については、水害時、地震時、土砂災害時と、災害の種類に応じて避難所として利用できるか区別して明記しておりますが、浸水想定は河川や降水量の状況、河川の氾濫場所によっても状況が大きく変わってくるため、一概にパターンを決めた想定をすることは困難であると存じます。有事の際には、想定される被害や被害状況などを分析し、使用できない避難所があれば安全に避難できる避難所への誘導や、災害協定等を結んでいる民間施設への避難などを考慮しながら、迅速に対応していきたく存じます。

5点目の、避難所の箇所は避難者人数に対して満足しているのかということですが、町地域防災計画では、岐阜県が実施しました被害想定調査の結果に基づき、南海トラフ巨大地震及び養老一桑名一四日市断層帯地震など5つの震源モデルについて、被害や避難者数を想定しており、最も被害が大きいとされる養老一桑名一四日市断層帯地震の避難者数の想定は1万1,677人となっております。

現状の避難所は、地震における想定避難者数を収容できる計画とはなっておりますが、浸水害につきましてはさまざまなケースが考えられるため、避難者数を想定することが困難であり、最近の全国の被害状況を見ますと、想定をはるかに超えた被害が出ているケースもございます。

現在、主に町の公共施設を避難所として指定はしておりますが、公共施設には限りがございますので、町といたしましては岐阜県と協議いたしまして、県の施設である岐阜県こどもの国を昨年度新たに町の指定緊急避難場所に指定いたしました。現在、さらに指定避難所に指定するために県と協議中でございます。また、現在、幾つかの民間企業などと災害時の物資供給や民間施設の避難所として開放するなどの災害協定を結んでおります。今後も民間企業の協力を得られるような新たな災害協定の締結について協議してまいりたいと存じます。

6点目の、避難所の開設・運営は誰が行うのかということでございます。

避難所の開設につきましては、避難勧告等が発令される場合や、発令前でも自主避難

を希望される住民の方が見えれば、町職員が出向いて開設をいたします。

避難所運営につきましては、町が策定いたしました避難所運営マニュアルに基づいて運営してまいります。発災直後につきましては、避難所の報告や救援物資等の要請を速やかに行えるよう、役場職員及び施設職員が中心となって避難所運営組織を立ち上げます。災害が大きくなれば、ライフラインの復旧から仮設住宅等住居の確保等に時間を要しますが、避難所は短期間の緊急避難が基本であり、また避難者が一日も早く自立していくことが理想となるため、発災数日後までには避難所運営を可能な限り避難者による自主管理体制に移行させ、避難者及びボランティア中心の組織編成が必要となってくると考えております。

最後7点目でございますが、指定避難場所、指定緊急避難場所は、どこの河川が氾濫した場合での避難所であるのかということでございますが、先ほど御回答申し上げましたとおり、浸水想定につきましては、河川や降水量の状況や、河川の氾濫場所によっても状況が大きく変わってくるほか、地域によっても実情が異なってくるため、一概にパターンを決めた想定をすることは困難であると存じます。

ハザードマップでは、各河川ごとに浸水想定が明記されておりまして、それを参考にさせていただきながら、平常時から、家庭として地域としてどのような避難行動をするべきか、それぞれが考え、話し合っ、いざというときにみずから行動できるよう準備していただきたいと存じます。また、河川が氾濫してから避難することは困難であり、町からの発令を待たずとも、早目早目の避難を心がけていただきたいと存じます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま3枚の洪水ハザードマップの説明と、指定避難所33カ所の浸水深、養老町役場、消防署の浸水深、指定避難所・指定緊急避難場所の周知、避難所の開設・運営等に回答していただきましたが、台風19号の被害状況から見ますと、養老町役場、消防署の浸水も想定されることから、いま一度洪水ハザードマップ等の重要性について認識していただけるように、町民の方への周知について徹底していただきたいと思っております。

このほかに指定避難所・指定緊急避難所の予定が少ないときは、また洪水区域の拡大により開設が困難なときには、大垣養老高校の校舎と体育館とグラウンドが有効だと提案します。理由は、高台であり、洪水から逃れられる場所であることから提案します。現在、避難所には指定されていますが、再度精査して人数確保に努めるべきとして提案します。

また、養老町も過去に災害対応人材育成として防災士の養成を行ってきましたが、現在、養老町には何人の防災士がお見えになるのでしょうか。災害発生となれば、人材の

不足は避けられません。避難所運営等を初め、それぞれの災害対応人材として自助、共助、公助の流れで活躍していただく場所として理解が得られるように、災害講習を受講され、防災士の資格のある方々の知識と経験を生かすための防災士の組織づくりを提案したいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの2点の御質問につきましては、具体的な話でございますので、担当課の総務課のほうより回答を申し上げます。

1点目の大垣養老高校の関係でございますが、大垣養老高校につきましては、非常災害時における学校開放に関する覚書を締結し、大垣校舎と養老校舎ともに町の指定避難所として指定がされております。特に、養老校舎につきましては、議員さんが言われるとおり、牧田川、揖斐川の浸水想定区域から外れており、避難所としては非常に有効な立地条件であると言えます。

覚書では、避難所として開放する際に使用できる施設は、在校生徒が最優先のため体育館のみとなっております、想定受け入れ人数も500人となっております。しかしながら、大垣養老高校養老校舎は、現在は廃校により使用されておられません。長い期間利用されていないことによる施設上の問題ですとか、今後の跡地利用についての問題もあろうかと存じますが、覚書の内容を見直し、校舎も避難所として開放できるかどうかについて今後協議してまいりたいと存じます。

続きまして、2点目の防災士の組織づくりをということでございます。

現在、養老町内でおきましては、57名の方が消防士の資格を取得してみえます。地域における防災力向上の担い手となる人材を養成することは大変重要であり、町におきましても、防災士の資格取得に要する経費に対して養老町防災士養成事業補助金を交付し、人材育成を図っております。

知識と経験を有した防災士は、地域の防災活動時に中心的な役割を果たされ、地域防災力の向上に貢献をされております。また、議員が言われるとおり、災害発生時におきましても、長期の避難所生活の運営を初めとしたさまざまな災害対応について、豊富な知識や経験を生かした活躍が期待されています。

現在は個人で活動されており、町全体としての防災士による組織はございません。そのような組織を立ち上げ、研修会等を開催し、防災士間で情報交換や情報共有をすることにより、さらなる意識の向上や理解が醸成され、町内の防災士が共通の認識を持って活動していくことによって、各地域及び町全体の防災力向上につながることも考えられます。今後、町といたしましてどのような取り組みが効果的であるか検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいまお答えしていただいた内容につきましては、順次前向きに進めていただきたいと思います。

次に、2つ目の質問に入ります。

不納欠損額と収入未済額についての徴収目標額は、2. 税徴収専門職について御質問いたします。

11月広報「よろう」では、8ページと9ページで使用しまして平成30年度の決算状況をお知らせしております。

右側の8ページでは、令和元年度第3回養老町定例会において認定された決算の状況をお知らせしております。こちらのほうが広報でお知らせしている内容でございます。具体的には、平成30年度養老町歳入歳出決算総括表、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率として、健全化判断比率と資金不足比率を照会して、財政及び経営の健全性が保たれているとアピールしています。

さらに、左側の9ページでは、平成30年度一般会計歳入決算額の内訳と歳出決算額の内訳が円グラフでわかりやすく、また歳出決算額では目的別と性質別に描かれています。

このほかに、よろう議会だより9月定例会ナンバー146号では、2ページにおいて平成30年度一般・特別会計を認定として、一般会計と特別会計の決算額が報告されています。議会の認定の前には、上水道事業決算額では6月議会において、一般会計と9つの特別会計は9月議会において、それぞれが認定されています。これらはもちろん養老町監査委員2人の意見書も付されていますし、私もその決算議決に参加した一人です。

それで、広報「よろう」決算総額表8ページをのほうを見てもみますと、養老町の課題は何か、人口減少、少子高齢化が進む中で、財政の健全性が保たれているとはいえ、見えていない課題とは何か、予算をそんなにかけずに現状で解決ができて、また効果のあるものは何かと、今までにない視点から3点について着目しました。

1. 繰越金と繰入金、2. 不納欠損額と収入未済額、3. 歳入総額に対しての不納欠損額、収入未済額総額の割合についての3点です。今までは当たり前だと思って疑問にも思いませんでしたが、ストーリー性を考えてみました。わかりやすいために、平成30年度養老町歳入歳出決算総括表、3つの表を足して作成しました。いわば決算書の合成表でございます。

こちらの表でございます。1番目の決算総額、こちらのほうは決算総額表です。決算総額表はこの広報に示されておるこのものをそのまま転写しております。その右側に繰越金と、それから繰入金のところを入れてみました。さらにその右側に不納欠損額と収入未済額です。最後に歳入総額に対しての不納欠損、収入未済総額の割合を入れまして、この4つの表を作成しました。

こちらの表でございます。まず1つ目の表、歳入歳出決算総括表の実質収支額です。一般会計2億6,359万3,000円、9つの特別会計の小計は8億8,999万2,000円の合計10億

7,258万5,000円となっております。こちらのほうでございます。黒字の数字で安心感があるように見えます。

次に2つ目の表、この内訳の一部を見ますと、繰越金と繰入金です。繰越金では一般会計で2億9,851万2,000円、それから9つの特別会計の小計は8億6,481万円の合計11億499万3,000円に対して、繰越金では一般会計で1億8,336万9,000円、9つの特別会計の小計は10億1,978万円の合計12億314万9,000円です。補足ですが、この一般会計繰入金の財源は基金からの繰入金でございます。合計額で説明しますと、10億7,258万5,000円の収支額に対して11億499万3,000円の繰越金があり、それは12億314万9,000円の繰入金があって成り立っているということです。一般会計の繰入金の財源は、基金からの繰入金に対して、9つの特別会計の財源は全てが一般会計からの繰入金ということです。ちなみに繰入金の多い順では、1. 介護保険事業、2. 国民健康保険、3. 公共下水道事業の順になっております。

さらに3つ目の表の歳入総額に対して、繰入金の額を高めるのに影響があるのが不納欠損額と収入未済額です。不納欠損額では、一般会計では4,320万4,000円、9つの特別会計の小計では3,574万9,000円の合計7,895万3,000円に対しまして、収入未済額では一般会計では3億4,059万5,000円、9つの特別会計の小計では3億4,372万5,000円の合計6億8,432万円です。不納欠損額と収入未済額を合計した不納欠損、収入未済額では、一般会計で3億8,379万9,000円、9つの特別会計の小計では3億7,947万4,000円の合計7億6,327万3,000円です。

こちらの右端の表では、歳入総額に対しまして不納欠損、収入未済総額の割合を示したものです。割合の高い順では、①住宅資金等貸付金が104.1%、②簡易水道が19.2%、③国民健康保険が6.5%、④公共下水道事業が5.1%、⑤一般会計が3.5%、⑥後期高齢者医療が1.3%、⑦集落排水事業が0.9%、⑧介護保険事業が0.7%となっております。この表の中で、順位の1番の住宅資金貸付と2番の簡易水道は、不納欠損額と収入未済額はあるものの、その対応は求められますが、また繰越金がありますが、繰入金はありません。

ここで注目したいのは、順位3番の国民健康保険、順位4番の公共下水道事業、順位5番の一般会計、順位が低い8番の介護保険事業です。この複数の事業では、繰越金がある中で繰入金が入っております。それぞれの事業の差はありますが、総額で見ますと繰越金以上の繰入金が入っているのがわかります。さらにこれらの事業では、過去数年から十数年にわたる不納欠損額と収入未済額が存在しております。さきに説明しましたが、事業総額では不納欠損額が7,895万3,000円と、収入未済額は6億8,432万円の合計7億6,327万3,000円に当たるものです。この金額を歳入歳出決算総額から見る課題とすれば、次のことが言えるのではないかと思います。この不納欠損、収入未済額の収入向上を検討すれば、歳入総額の増額につながり、単年度ではわかりづらいのですが、複数

年では結果的に繰入金の減額につながるというものです。

また、平成30年度養老町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書の中で、納税は憲法に定める国民の三大義務の一つであり、また課税の公平の原則を踏まえ、租税教育や広報の充実とともに、徴収体制をより充実させて、他の自治体の例なども参考に、丁寧に迅速な徴収対策が喫緊の課題であると指摘しています。まさにそのとおりだと思います。

平成30年度養老町歳入歳出決算書の資料編では、個人町民税、固定資産税、法人町民税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料（第1号被保険者）、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、住宅新築資金等貸付償還金の9つの事業が平成30年度末、町税収と収入状況として詳しく掲載されており、またこれに対する賦課及び徴収業務は、税務課の徴収推進室4名の職員と健康福祉課、住民人権課、建設課の改良住宅対策室でそれぞれ行うとなっています。その中で、9月議会の決算特別委員会での質問で、議会だよりに掲載されております平成30年度の町税の差し押さえ件数と金額について、回答では、47件の金額1,385万9,651円となっております。この内訳を見ますと、1件当たりの金額が高額な給料、賃借料のものも含まれています。

そこで質問いたします。

現在の徴収業務の状況について、非常に厳しい業務とは理解しておりますが、不納欠損額と収入未済額についての徴収目標額の設定はありますか、お尋ねします。

○議長（長澤龍夫君） 大倉税務課長、答弁。

○総務部税務課長（大倉 修君） ただいまの御質問は、税以外にも関係するところがございしますが、一括して税務課のほうから御回答させていただきます。

町税は、福祉・教育等を支える大切な財源であり、町といたしましても収納率を成果目標として滞納整理を推進しております。この収納率は、現年度課税分と滞納繰越分の調定額の合計に対する収納済額の割合で算出しますが、本町の平成30年度決算における収納率は91.43%と、前年度対比0.81ポイント向上しました。

御質問の町税等の不納欠損額につきましては、滞納処分の停止によるものと、それ以外のものがございます。

滞納処分の停止は、財産がない場合や滞納処分により生活を著しく困窮させる場合、滞納者の所在及び財産が不明な場合に法に基づき行うもので、平成30年度においては不納欠損額全体の約35%を占めております。残る65%は、相続人のいない土地家屋に係る滞納や、積極的に財産調査を行ったにもかかわらず強制徴収に至る財産がなかった案件等となります。

今年度行った財産調査等の件数は、11月末現在で1,608件と、昨年1年間の実績であります1,574件を上回る数の調査を行っておりますが、その全てが強制徴収につながる結果とはならないのが現状でございます。

次に、収入未済額につきましては、現年度課税額から収入額を差し引いた額が現年度課税分の収入未済額となり、その累積が滞納繰越分となります。そこで、現年課税分の収入額を上げることが、滞納繰越分を減少させ、結果として成果指標である収納率の向上につながるため、期限内納付の促進と早期滞納整理に積極的に取り組んでおります。

期限内納付への取り組みとして、今年度から新たにクレジットカード収納に対応し、早期滞納整理につきましてはコンビニ収納の対象を広げました。また、現年分が滞納化した時点で徴収嘱託員が速やかに架電することにより、滞納額が累積しないうちに自主的に納付をするよう促しており、架電件数、実績金額ともに前年を上回る形で推移しております。

部課長と税務課職員による臨戸徴収は、さきに述べた取り組みによる効果がなかったものを対象として重点的に滞納整理を実施いたしました。それ以外の滞納者につきましては、徴収職員による臨戸や文書催告、差し押さえを中心とした滞納処分を進めております。

また、国民健康保険税につきましては、滞納がある世帯の保険証の更新に当たり、文書にて短期被保険者証への切りかえを予告し、完納に至らない場合は納税相談を行い、納付状況を確認しながら保険証を発行するようにいたしました。

公課以外の取り組みといたしましては、水道課においては給水停止予告や給水停止を行っております。

議員御発言の不納欠損額と収入未済額を減らすということは、言い換えれば滞納額の低減を図るということであり、徴収事務の成果は収納率にあらわれると考えております。町税を初め介護保険料や後期高齢者医療保険料、水道使用料等につきましても、財政規模の違う自治体との比較も行えるよう収納率と合わせて把握しており、これを指標として前年度の収納率を上回るよう努力しているところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま不納欠損額と収入未済額について、徴収目標額について回答いただきましたが、直接の目標額はないけれども収納率であらわしているということ、その収納率は91.4%で前年度より0.81ポイント向上したということで、努力はされていることは十分認められますが、冷静に聞きますと8.57%が収納されていないということです。この数字はかなり大きいと認識しておりますので、少しでも向上していただきたいと思っております。

再質問ですが、行政の業務の中で、税に対しての徴収業務は非常に困難をきわめる場合が多々あるとは思いますが、そのところは丁寧に根気よく続けることが解決策の一つだと思います。そこで、養老町の町税収専門職、税金Gメンですね。逃げない、引かない、驚かないをモットーに職員の育成を提案します。例えば、不納欠損額と収入未済

額の0.5割、5%ですね、収入徴収目標額としましたら3,816万1,000円になります。これに対しまして、不納欠損額と収入未済額の対策人件費として考えた場合、弁護士費用として約500万円、それから専門職費用として係長クラスに3人、2,100万円、この収入予想収益で試算しますと差し引き1,216万4,000円になります。これを3年間継続しますと1,216万4,000円掛ける3で3,649万2,000円の税込となりまして。

利点は、不納欠損額と収入未済額が減少、税徴収専門職員の養成になり、職員の能力向上につながるもので、行政から見ればウイン・ウインの関係で、納税者からも長期的に見ればウインにつながるものと理解しておりますので、このような提案をいたします。

○議長（長澤龍夫君） 大倉税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（大倉 修君） ただいまの再質問につきましても私のほうから回答させていただきます。

最初に、弁護士の活用という御提案をいただきましたが、地方税の滞納処分の例により強制徴収ができない住宅新築資金等貸付金及び住宅使用料につきましては、既に弁護士法人と委託契約を結び、内容証明郵便の送付や裁判による話し合いにより、滞納を減らしていけるよう取り組んでおり、部署によって多少の違いはありますが、滞納額を減らすためにできることを粛々と進めているところでございます。

次に、税徴収専門職の配置ということにつきましては、徴収対策を強化するため、平成27年度に税務課内に徴収推進室が設置され、今年度は職員4名と徴収嘱託員1名が在室しておりますが、この職員が税の徴収の専門職に該当する者であると考えます。

また、専門職の養成ということにつきましては、岐阜県税務事務職員派遣事業により、これまで県へ8名を派遣し、そのうち2名が徴収推進室に在室しております。さらに、今年度1名を西濃県税事務所へ派遣するとともに、県と本町の税務職員の相互交流に関する協定を結びまして、情報共有のほか滞納処分を連携して行うことにより、徴収ノウハウの習得、向上を図っているところでございます。

職員の県への派遣は来年度も継続することを希望するところでありますけれども、徴収の嘱託員につきましても、議員のおっしゃるとおり増員する方向で検討してまいりたいと考えております。

最後に、徴収率を向上させるためには、人員をふやすことや専門職を配置することも一つの方法として必要であると考えますが、それ以外の方法として、納税者の納税意識を高めるための方策や、税務行政に対する満足度を高めるため、私ども職員の税に関する専門性や接遇力を高めることなども考えてまいりたいというふうに存じます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 一般会計と町税、特別会計と税、使用料及び手数料、町税の収納

状況について質問しましたが、いずれにしても収納状況を向上させることが歳入歳出欠損総額へ大きく影響して、財政状況が少しでもよくなることが大切であると誰もが認識することだと思います。これからは、納税者への理解と温かい対応、税収業務にかかわる方々には日々つらい事案が多々あるかもしれませんが、公僕として養老町のために業務推進を図ることを望みまして、これにて一般質問を終了いたします。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、3番 小寺光信君の一般質問を終わります。

次に、13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき2件で質問をいたします。

最初に、にせ電話詐欺被害対策について伺います。

先週の火曜日に、県内の自治体で市の職員を名乗り、高額医療費の還付が受けられることができるとした内容での被害や、県外ですが、法律事務所の職員を名乗り、お孫さんとのことで話があると家族を思う気持ちにつけ込んだ詐欺被害などが後を絶ちません。

にせ電話詐欺被害は、高齢者だけでなく幅広い世代で被害報告がされ、その手口は年々巧妙化し、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、投資勧誘詐欺など多様化しています。年齢別の被害報告では、オレオレ詐欺は70歳以上で多く、有料動画サイトの未納料金支払い名目などの架空請求詐欺被害は若い世代で、60歳代では還付金詐欺被害が多いと報告されています。町民の暮らしと財産を守り、安心・安全な生活を保障することは行政の責務と考えるものです。

そこで、次の点で伺います。

令和元年6月25日に開催された犯罪対策閣僚会議において、特殊詐欺から高齢者を守るためのオレオレ詐欺対策プランが策定されました。これを踏まえ、関係行政機関、事業者などとも連携し、特殊詐欺などの撲滅に向けた諸対策を強力に推進するとしています。養老町での具体的なプランの取り組みについて伺います。

警視庁のホームページから全国の被害の認知件数、被害額の状況をあらわしたのがこのグラフです。

上段、手口別被害状況、下段が手口別の被害額です。青がオレオレ詐欺、オレンジが架空請求詐欺、黄色が還付金詐欺、緑がキャッシュカード詐欺です。本年1月から10月における全国の被害状況は、認知件数で1万3,943件、切り上げ表記の被害額で249億5,000万円と公表され、手口別被害状況では、オレオレ詐欺5,634件、架空請求詐欺2,929件、キャッシュカード詐欺2,909件、還付金詐欺2,148件、融資保証金詐欺253件、その他70件としています。同月までの前年度と比較すると、認知件数で422件の減、被害額で56億5,000万円減で、特にオレオレ詐欺、架空請求詐欺が減っていますが、前年度と比較し、還付金などの詐欺やキャッシュカード詐欺がふえています。養老署管内における本年10月までの過去5年間の被害件数、被害額について伺います。

3点目は、岐阜県警では2年前から自動通話録音警告機を県内の世帯に2年間モニター貸与し、今年度も県内400世帯を募集し、各自治体に割り当てがあったと聞き及んでいます。養老町での貸与の実績について伺います。また、貸与募集や貸与者の決定はどのように行われたのでしょうか。

4点目は、オレオレ詐欺を含む防止電話機器の設置効果は、犯罪者側の心理として、その会話記録が録音され、音声証拠となります。その効果も報告されています。全国の自治体の中では、詐欺防止電話の無料貸し出しや、迷惑電話防止機能を有した電話機などを購入、設置した場合の購入補助金を推進しています。当町も単独事業として新年度から防止電話機器への助成制度を求めるものですが、その見解について伺います。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの御質問につきまして、4点につきまして総務課のほうより回答を申し上げます。

1点目の、オレオレ詐欺など対策プランの取り組みについてでございます。

町といたしまして、養老町第5次総合計画・後期基本計画きずなプランの取り組みの中、安全なまちづくりの分野で、詐欺などの犯罪については、養老警察署と連携して町民への情報提供や啓発を強化するとともに、消費生活に関する相談窓口の充実を図ると明記がされております。

具体的な取り組みといたしましては、岐阜県環境生活部県民生活課や岐阜県県民消費生活相談センターと連携し、高齢者の方を対象とした出前講座を通じ、現在多発しております詐欺事例などの紹介を行っているほか、養老警察署と連携して、にせ電話詐欺事案が発生した場合に防災行政無線にて注意喚起を促しております。また、防犯協会が発行しております地域安全ニュースを広報「ようろう」とあわせて配付したり、啓発用品を出前講座のときやイベント、成人式などで配布するなどの活動も実施しております。さらには、町ホームページでは、消費者ホットライン188番の周知も行っており、今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、詐欺行為への対策に努めてまいりたいと考えております。

続きまして2点目の、養老署管内における本年11月末を含む過去5年間の被害件数、被害額ということでございます。

養老警察署管内 ―― こちらは大垣市上石津町も含んでおります ―― につきましては、過去5年間において被害件数が13件、被害額が約2,500万円の被害があったというふうで養老警察署のほうから伺っております。

なお、昨年度につきましては被害件数はありませんでしたが、今年度につきましては残念ながら被害があったというふうに伺っております。

3点目の、自動通話録音警告機の岐阜県警モニター貸与の当町の実績及び貸与募集ですとか貸与者の決定はどのように行われているのかということでございますが、岐阜県

警察による自動通話録音警告機の無料モニター募集につきましては、岐阜県警察ホームページでの掲載を初めといたしまして、養老警察署におきましてもケーブルテレビ、啓発チラシなどを通じた周知や、高齢者宅を訪問した際に無料モニターの勧奨などを行い、現在までで22台が貸与されたというふうに伺っております。

また、貸与者の決定につきましては、2年間の貸出期間におきまして、期間中、無料モニターの着信状況等についてのアンケートに御協力いただける方に限定し、住所要件ですとか年齢要件を設けることなく、先着順で貸与者のほうを決定し、貸し出しを行っております。

最後4点目でございますが、オレオレ詐欺防止電話機器設置への助成制度の新設についてということでございます。

にせ電話詐欺などの特殊詐欺や悪質な電話勧誘等を未然に防ぐことを目的といたしました通話録音装置等につきましては、一般的に迷惑電話防止と通話内容の確認のため録音していますなどといったアナウンスを流した上で通話内容を録音するものであり、にせ電話詐欺を未然に防ぐために一定の効果があると考えられます。

通話録音装置等設置への助成制度につきましては、県内ですと岐阜市が実施をしておりますが、全国的に見ても実施市町村はまだ少ないように見受けられます。厳しい財政状況を鑑み、近隣市町の状況や被害状況及び住民ニーズなどを考慮しながら、補助制度創設の必要性について調査研究をしておりますが、さまざまな媒体を通して啓発を行っている抑止効果が出てきていると思われまますので、今後も一層の啓発を促進していくことにより、住民一人一人の意識向上を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 養老町において、過去5年間被害額が約2,500万円、被害件数が13件とのことで、善良な町民が被害に遭ったことに憤りを隠せません。

本年3月31日土曜日の中日新聞の朝刊報道によれば、岐阜県内で昨年確認されたにせ電話詐欺の被害件数は114件で、被害額は2億6,823万円を上回り、大垣署管内では24件の被害が確認され、被害額は1億1,463万円、被害件数、被害額とも県内ワーストだったと啓発しています。具体的な被害件数や被害額の公表は、より注意を喚起し、私が出席させていただく長寿会の集まりでも、地域の駐在員の職員の方が、全国や県内の手口の傾向も含め被害数字でお話しされると、参加された方々は真剣に耳を傾けておられます。

ただ、このような会に出席したくてもできない方々がたくさんおられます。その方々も含め、被害を受けないための水際の作戦として電話機の詐欺撃退装置を有効活用することが求められると思います。厳しい財政状況、またニーズ、また近隣の自治体、よく

わかるんですけれども、現在65歳以上の養老町のひとり暮らしは1,439人です。そのうち3分の1の世帯の500人に町独自の施策で対応するなら、総予算をどれだけと試算しますか。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの御質問に関しまして、具体的なお話でございますので、総務課のほうより回答を申し上げます。

65歳以上のひとり暮らしの方を対象に、にせ電話詐欺などの特殊詐欺や悪質な電話勧誘等を未然に防ぐことを目的といたしまして、着信時に警告メッセージを流した上で通話内容を録音する機能等を備えた機器を無償貸与すると想定いたしまして、500人に対して貸与した場合の事業費でございますが、約700万円と試算がされます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ひとり暮らし世帯は現在1,439人とのことですが、10年後には全世帯の約2割弱がひとり暮らし世帯になっていくのではないかと私は推計していますし、いただいた55歳から64歳までの現在の状況を見ても、400人ぐらいふえていくというようなことの実証がありますので、さらに全世帯が占めるひとり暮らし世帯が多くなっていくと思っています。団塊ジュニア世代にとっても、親の生活を脅かすことへの問題への不安は大きいと思います。

厳しい予算は十分承知していますが、そこは知恵を絞り、例えばふるさと納税の歳入で町独自の対応を検討することは、多くの町民の理解が得られると考えますが、この御見解を伺います。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 例えばふるさと納税の歳入で町独自の貸与というような御質問でございますが、先ほどの御質問にもございましたとおり、現在、岐阜県警察本部におきまして、自動通話録音警告機の無料モニターの募集を行い、にせ電話詐欺の撲滅に取り組んでいるところでございます。

今後は、これまでの貸与実績や被害状況及び住民ニーズなどを考慮しながら、町独自の貸与だけではなく、助成も含めて検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 2件目は、食品表示法施行の取り組みについて伺います。

食品表示法は、消費者が食品の安全性などを合理的に選択できるようにするため、これまで食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法律を一元化した法律で、2015年4月に施行され、猶予期間が間もなく終了し、来年4月から完全施行となります。

大きな変更点は、1つ、一般用の加工食品及び一般用の添加物の栄養成分表示の義務化、2つ目、アレルギー表示の変更、3つ目、機能性表示食品制度の新設、4つ目、輸入品を除く全ての加工食品に原料原産地の表示が義務づけられたことです。

食品衛生に関し、指導する立場にある食品衛生指導員の方々や事業者への周知も大変厳しい中、来年4月の完全施行に戸惑いや営業不安が広がっています。私も、このことを知ったのは令和元年度第29期養老町観光協会通常総会の控室で、会員の方々との会話の中でした。

そこで、次の点で伺います。

1つ目、食品表示法は、国の機関では農林水産省、消費者庁、厚生労働省など多岐の省庁にわたっています。岐阜県では、岐阜県健康福祉部生活環境課、各保健所を中心に、岐阜県食品衛生協会と同養老支部食品衛生指導員との連携で説明会が開かれていることと承知しています。町担当部局や保健センターなど、町としての周知はどのように進められてきましたか。

2点目、法の施行に伴い、食品関連業者が特に注意を要するのは、栄養成分表示の義務化です。表示を出すには、請け負う機関に出すか、みずから計算するかのいずれかによります。日本食品分析センターなど分析を請け負う機関では、1品に2万円程度事業者の負担が課せられると聞いています。みずから計算するには、日本食品標準成分表2019年度版をもとに電卓をたたき計算することも可能としていますが、推定値を出した根拠資料のレシピ、データ、含有量などは5年間保管しておかなければなりません。飲食店を営んでおられる観光協会会員さんたちの会話では、こんな年をとってからそんなことには対応できん、店を閉めることも考えなあかん、先行きが本当に不安だと話されていました。食肉、仕出し、製菓など、養老町には250の中小規模の事業者の方々が日々製造、営業、販売に励み、まちづくりの一翼を担っておられます。町として、栄養成分表示を求められる小規模事業者の切実な要望をもとに、各種補助制度、支援策を検討すべきではありませんか。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、ただいま水谷議員から、食品表示法に関する取り組みということの御質問でございます。食品衛生行政の一部を保健センターが担当しているということで、私のほうからまず回答させていただきます。

消費者庁では、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県と連携し、食品表示法、景品表示法及び健康増進法の規定に基づき各種施策を実施しております。

食品表示基準附則第4条に規定する経過措置により、旧基準に基づく表示が認められる猶予期間が令和2年3月31日までであること、先ほど議員が述べられていたように来年4月からこの法が完全施行されるということもありまして、今年、令和元年11月11日付で消費者庁次長から各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長宛てに令和元年度食

品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る年末一斉取り締まりの実施についてと題する文書が発出されまして、その中で新基準への移行についても触れられており、パンフレットを活用し、食品関連事業者に対し、積極的に新基準への移行を促すよう通知されていますので、県において再度関係事業者に周知されているものと考えます。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 川地特命事項推進監、答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（川地憲元君） 私のほうからは、事業者の関係がございますので、企業誘致・商工観光課のほうからお答えさせていただきます。

表示義務者への周知につきましては、岐阜県の実施しました栄養成分表示の表示方法講習会にて、平成30年6月の商工会報への折り込みにより周知をされております。今後も町商工会と情報共有しながら、各事業者へ周知してまいりたいと考えております。

また、国・県などもこの取り組みに係ります啓発や、栄養成分表示の表示方法講習会を行っておりますが、町といたしましても、事業者の方だけでなく消費者へも広く周知するため、町ホームページ等でも広報も行ってまいります。

2点目の補助制度の関係でございます。

消費者庁が発行しております食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドラインによりますと、食品表示基準の対象として設備を設けて飲食させる場合は対象とならないと明記されております。このことから、飲食店においては対象外であると判断をしております。

しかしながら、このような御心配をいただけることは、養老町観光協会はもとより、飲食店の皆様が日ごろから消費者への配慮や食の安心・安全、健康的な食生活の支援をするための環境として、栄養成分表示の重要性を十分御理解していただいているものと考えております。

町では、そのほかにもよろず支援拠点によります経営相談等を実施しております。栄養成分表示を単なる表示だけでなく、他事業者以上の付加価値を図る媒体として御活用いただけるものと考えておりますので、このような事業、制度の活用をいただき、販路拡大に御利用していただければと考えております。

また、町といたしましても、このような事業、制度をもっと事業者の方々へお知らせすることが必要であると認識いたしておりますので、こちらの周知につきましても町商工会、町観光協会などと協力しながら進めてまいりたいと思っております。

今回の食品表示法の改正に伴います業務につきましては、保健所のほうから具体的な情報提供等ございませんし、要請もございません。そういったことから各種補助金の支援につきましては、近隣市町の動向を見据えながら判断してまいりたいというふうと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 表示義務は、課税売り上げが1,000万円以下の事業者、従業員20人以下、商業サービスは5人以下の小規模の事業者には栄養成分表の表示が免除される場合もあるとしていますが、とても微妙な表現です。食品加工事業では、この栄養表示義務化の問題について、栄養表示は専門機関に出すと1件2万円、税込みで2万2,000円、自分のところで全品出せば80万円を超える。表示シールを張るためラベルプリンターを買うと四、五十万円かかり、ラベルを張るのは手間のかかる作業となる。栄養成分表示をできないような小規模事業者は取引から締め出されるのではないかと。地域の特産品を使い、地場で製造加工し、地域資源を商品化する。また、この法にかかわる全ての業者やその現場で働く方々は、養老町の持続可能なまちづくりや社会的貢献に大きな役割を担っておられます。運用の改善に寄り添い、適切な融資制度の助言、要望に合った各種の補助金などの支援は養老町の責務です。町の関与を否定するのではなく、近隣市町の動向を参考にすることなく、養老町としてこうしていくというビジョンを、気概を持ち、答弁をいただきたいと思います。

2点目は、この食品衛生法の施行に伴い、町内の事業者への説明や指導で奔走されているのは、食品衛生協会の指導員の方々です。食品衛生協会の指導員の方々には、今回の説明もそうですが、5年更新の営業許可の申請、立ち入りの衛生指導、県条例に基づくさまざまな講習を開催しておられます。公益社団法人ですが、全て無償で活動しておられると聞き及んでいます。以前は社会的な認知の中で、町の補助金交付団体でしたが、現在どのように対応されているのでしょうか。また、予算編成時であることから、次年度の当団体への対応を伺いたいと思います。

以上、答弁をお聞きし、私の一般質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 補助の支援策ということでございますけれども、本町におきましても、現在、先端設備等導入計画を策定されまして、本町から認定を受け、生産性の向上につながる新規設備を導入されますと、対象となる事業者や減価償却資産の種類、最低取得価格の基準、一定要件はございますが、固定資産税が3年間軽減される制度がございます。固定資産の購入に対しては、補助ではなく軽減措置の一つとして対応させていただいております。

また、特産品をふやすという視点で、養老町特産品開発事業費補助金の制度も創設しましたので、頑張る小規模事業者の生産性が向上するものや、あるいはブランド品に特化するものについては、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目でございます。

食品衛生協会に対する補助金の件でございますけれども、養老町食品衛生協会に対し

ましては、平成28年度まで事業費補助という形で補助金を交付してまいりました。平成29年度当初予算におきましても補助金を計上しておりましたが、平成25年9月策定の養老町補助金の見直しガイドブックの交付に関する基準に基づく交付基準の対象外となり、平成29年度以降、町からの補助金交付はございません。

また、補助金の見直しに伴い、全ての補助金に対し4年以内の終期が設定されており、食品衛生協会に対する補助金交付要綱は今年度末をもって失効することになっており、新年度予算において当団体への補助金は今のところ予定はいたしておりません。

なお、この点につきましては、本年6月に保健センター担当職員から協会役員の方に説明をさせていただいております。今後、補助基準に合致する状態になりましたら、再度補助の交付団体になるものと考えます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

次に、8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問いたします。

創業者支援についてお伺いいたします。

平成28年度の経済センサス活動調査によりますと、平成26年から平成28年の2年間で、国内の中小企業及び小規模事業者の数は約23万事業者が減少しております。この表を見てください。そのうち、岐阜県では事業者数が約10万者いますが、県の2倍以上が減少しています。また、起業希望者数においても1997年に約166万人あったものが、人口減少や景気動向により2012年には約83万人に減少しております。しかしながら、1997年から2012年まで毎年20万人から30万人の起業家が誕生しており、起業に対する希望や熱意がひしひしと感じ取られます。

開業者に開業時に苦勞したことを日本政策金融公庫が2019年度新規開業実態調査によりアンケートしたところ、資金繰り、資金調達を上げる事業者が約半数の46.9%見られました。起業後においても引き続き苦勞されている事業者が多いようです。

養老町においても、平成24年と平成28年度の経済センサスの結果から、商工業者は3.4%、小規模事業者は5.6%、それぞれ減少しております。このような事業者の減少は、町の財政や雇用に影響をもたらし、町の活性化にも影響しております。

創業者への支援事業は、町の活性化推進、定住促進にもつながる重要な政策であると考えます。ぜひ創業者への支援を制度化し、町独自の助成事業を創設していただきたいと考えますが、町の方針や考えをお聞かせください。

○議長（長澤龍夫君） 川地特命事項推進監、答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（川地憲元君） 創業支援の制度の関係でございますので、私のほうから回答させていただきます。

養老町でも平成28年度以降、サービス業など町の商工会に加入されてみえる方、個人、

法人でございますけれども、9の事業者が創業されているというふうに認識をしております。

平成25年度から30年度まで、新たな需要や雇用の創出等を促し、経済を活性化させることを目的とした国の創業補助の制度がございました。現在は、国等の支援事業が事業継承に移行されましたことにより、創業支援については、産業競争力を強化するための認定を受けました支援団体が実施する創業セミナーなど経費の一部を補助する体制となっております。そのほかの創業支援につきましては、県などにより借り入れの際の保証料の補給や、金利の引き下げなど優遇措置がとられております。

議員御指摘のとおり、町内で創業いただくことは町の活性化につながるというふうに考えております。今後はいかに町内で創業いただくか、また創業のみだけでなく養老町でこれから成功をおさめるんだというプロセスを考え、取り組んでまいりたいと考えております。

雇用の創出や定住の促進のみではなく、創業者とともに本町のさらなる情報の発信なども進めていければというふうに考えております。町内の経済団体であります町の商工会等とも協議しながら、支援策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

[8番議員挙手]

○議長（長澤龍夫君） 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） ただいま回答いただきました。

しっかりと執行部の内部で議論をいただき、新年度予算のほうで反映していただきたいと思っておりますので、それをしっかりお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上をもちまして、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日はあす12月20日金曜日、午前9時30分より再開いたします。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時17分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月19日

議 長 長 澤 龍 夫

議 員 岩 永 義 仁

議 員 大 橋 三 男

